

西 条 市
高 齢 者 福 祉 計 画
第 8 期介護保険事業計画

令和 3 年度～令和 5 年度
(2021年度～2023年度)

素案

令和 3 年1月 (時点)

西 条 市

はじめに

西条市 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

目 次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と法的位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画策定の方法	5
5	本計画のポイント	7
第2章	西条市の高齢者を取り巻く状況	9
1	高齢者を取り巻く状況	9
2	介護保険制度を取り巻く状況	13
3	総人口の推計	17
4	高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要	18
第3章	基本構想	40
1	基本理念	40
2	基本的政策目標	42
3	日常生活圏域の設定	44
4	施策の体系	45
第4章	社会参加と生きがいづくり	46
1	働く機会の充実	46
2	社会活動への参加促進	47
3	老人クラブ活動の充実	49
4	健康づくりの推進	49
第5章	高齢者の自立支援	50
1	介護予防・日常生活支援総合事業	50
2	包括的支援事業	56
3	任意事業	65

第6章	高齢者福祉の推進	70
1	高齢者福祉サービス事業.....	70
第7章	高齢者の住まいと安心・安全の確保.....	74
1	多様な施設サービスの提供.....	74
2	住宅施策との連携.....	79
3	緊急・災害時の安全確保体制の整備.....	79
4	感染症対策に係る体制整備.....	79
第8章	介護保険事業の推進	80
1	第1号被保険者数の推計.....	81
2	居宅サービス.....	82
3	地域密着型サービス.....	90
4	施設サービス.....	94
5	第1号被保険者の介護保険料.....	96
第9章	計画の推進と評価	104
1	将来の予測.....	104
2	計画の推進体制.....	108
資 料 編		110
1	計画策定に至る経緯.....	110
2	西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程.....	111
3	西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	112



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から21年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活を取りまく様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

第7期の介護保険事業計画は、第6期を踏まえた地域包括ケアシステムの推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7(2025)年までに、各地域の実情に応じて構築するよう自治体等に求めています。

令和7(2025)年とは、わが国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来するとされている年です。更に、令和22(2040)年には、わが国の人口は約1億1000万人になり、1.5人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています¹。

第7期までの高齢者福祉計画・介護保険事業計画は令和7(2025)年を見据えての対応が図られてきましたが、第8期ではその先、令和22(2040)年までを見据えた計画の策定が求められることになります。

1 国立社会保障・人口問題研究所、平成29年推計、出生率・死亡率中位仮定によります。

(2) 計画策定の趣旨

西条市の総人口は減少傾向にあり、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)の減少に対して高齢者人口(65 歳以上)は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、令和2年には32.2%となっています²。

一般世帯の48.7%と、ほぼ半数が高齢者のいる世帯であり、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らし世帯も増加しています。

また、要介護・要支援認定を受けている高齢者は継続的に増加しており、認定者における認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人の数が年々増加しています。

高齢化の進行につれて、介護や支援が必要になる高齢者はこれからも確実に増えると想定されますが、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化しており、自然災害の頻発やこれまでになかった感染症の流行など、高齢者を取り巻く環境も大きな変化にさらされています。市の各種高齢者施策はこれらに対応するかたちで常に進化していく必要があります。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう健康づくりや介護予防に心がけること、また、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていける「地域共生社会」を西条市において育てていくことが重要です。

地域共生社会を下地として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みが、全国的に求められている「地域包括ケアシステム」です。

西条市ではこれまで、「西条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、前計画といいます。))により、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、本計画といいます。))は、調査等により把握した市の高齢者を取り巻く状況や、すでに超高齢社会³となって久しい市の諸課題に対応するため、前計画で取り組んできた「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指し、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。

2 住民基本台帳、令和2年10月1日現在です。

3 超高齢社会：65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会を指します。



2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第 117 条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

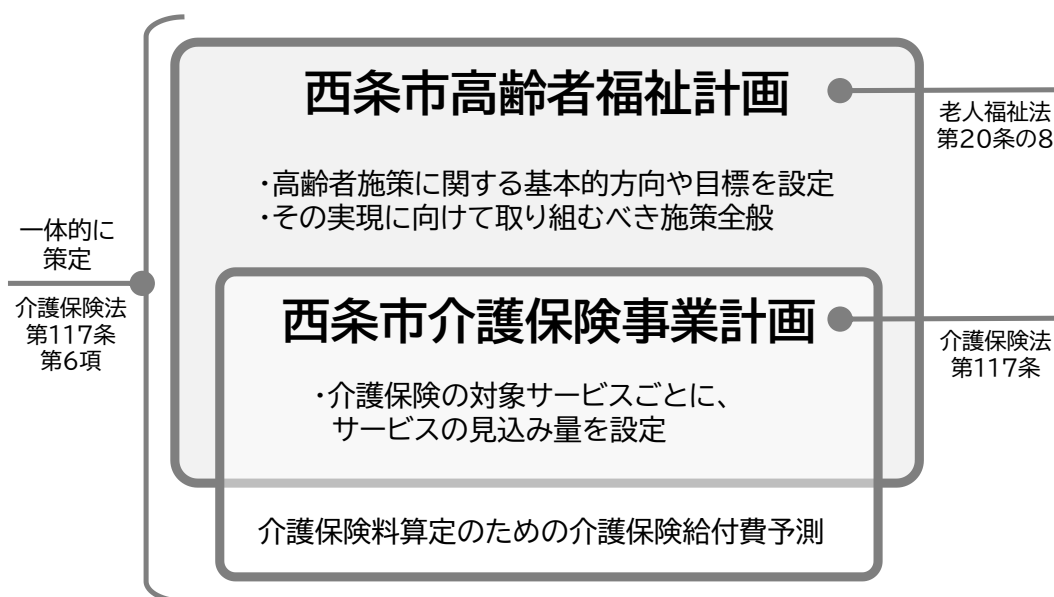
(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



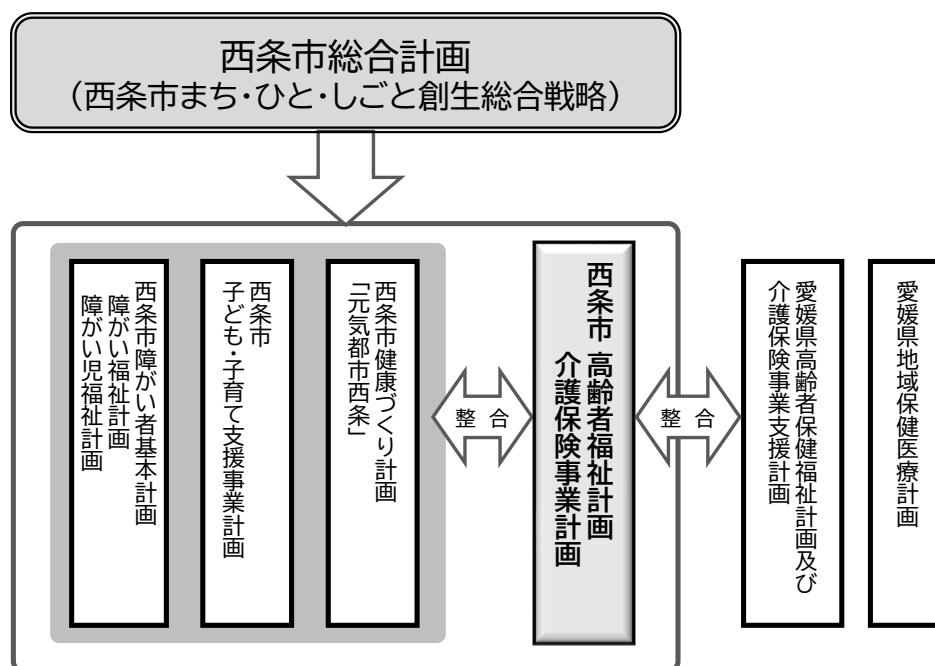
(3) 他の計画との整合

本計画は、「西条市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画は、第7期計画に引き続き地域包括ケアシステムの進化・推進に取り組む計画であり、市の福祉施策全体に関連性の深い計画であることから、「西条市健康づくり計画(元気都市西条)」「西条市障がい者基本計画」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」「愛媛県地域保健医療計画」とも整合を図り策定します。

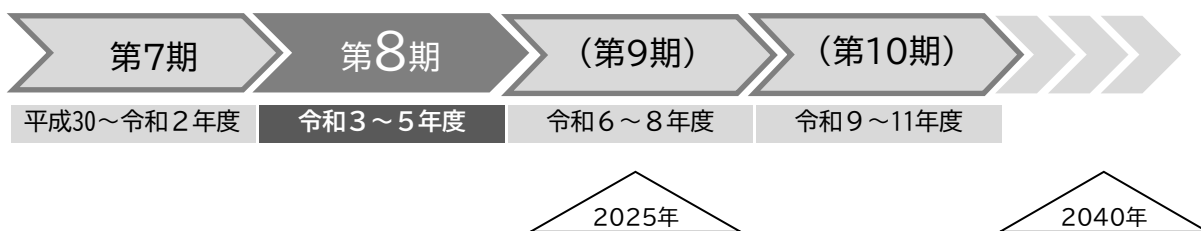
▼ 各計画の関係



3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画です。令和7(2025)年に向けて、令和22(2040)年までを見据えつつ、引き続き西条市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和5年度には本計画を見直して第9期計画の策定を行います。

▼ 計画期間





4 計画策定の方法

(1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、認知症相談窓口の認知度などの観点から高齢者の状況やニーズを把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護・要支援認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

<調査の概要>

○調査対象：

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の、65 歳以上で「要介護認定を受けていない方」または「要支援 1・2 認定を受けている方」から無作為抽出。

②在宅介護実態調査

市内在住で、要介護認定を受け、在宅で生活をしている 65 歳以上の方から無作為抽出。

○調査期間：令和2年6月 10 日～7月7日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回収状況：

	配布数	有効回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,000 票	3,095 票	61.9%
②在宅介護実態調査	1,200 票	570 票	47.5%

(2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

(3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

意見募集期間	令和3年1月●日(●)～2月●日(●)
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所福祉部長寿介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	長寿介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	●件(●名)



5 本計画のポイント

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針等に応じた第8期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国統一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実情・特徴に合わせた計画策定を行っています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、令和7(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。第8期計画は、引き続き本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

(2) 令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた検討

第8期計画期間中の介護需要の見込みや保険料の推計に加え、令和7(2025)年、令和22(2040)年までの予測を行い、中長期的な視野に立った検討を行います。

(3) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。基本理念のもと、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

(4) 介護予防・健康づくり・自立支援施策の充実・推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、フレイル⁴への対応が大切です。本市の第1号被保険者数は今後も増加が見込まれ、そのうち後期高齢者の割合も上昇が続くと予想されることから、早期に介護予防への取組を充実させていくことが重要です。

可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による総合事業と、高齢者福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・健康づくり・自立支援をさらに進める計画とします。

4 フレイル：健常から要介護へ移行する中間の状態のことです。

(5) 認知症施策の推進

第1号被保険者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく在宅で安心して暮らしていけるよう、国の「認知症施策推進大綱」等を踏まえつつ、認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者を早くから支援することに加え、認知症に対する正しい理解、早期発見・早期対応につながる取組などを認知症総合支援事業として進めます。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化

市全体レベルの課題を扱う第1層協議体(西条市では地域包括支援センター運営協議会を位置付け)と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体から成る生活支援体制整備協議体の体制整備を引き続き推進し、地域包括ケアシステムを支える事業と人材の効果的連動を進めます。介護保険事業を支える人材確保については、県との連携を図りながら計画的な人材確保を促進し、地域包括支援センター運営協議会では業務効率化も含めたセンターの適正な運営等を継続的に協議していきます。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

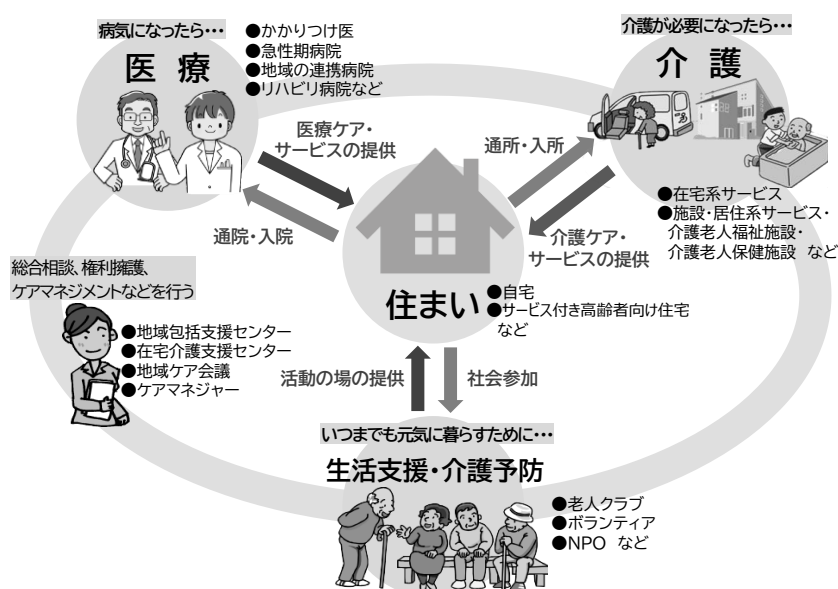
近年の自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害や感染症対策についての体制整備を進めます。

(8) 地域包括ケアシステムの全体像

本計画で深化・推進を目指す「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

いつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険制度によるサービス、重度な要介護状態

となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう医療と介護の連携を推進し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みを目指します。





第2章 西条市の高齢者を取り巻く状況

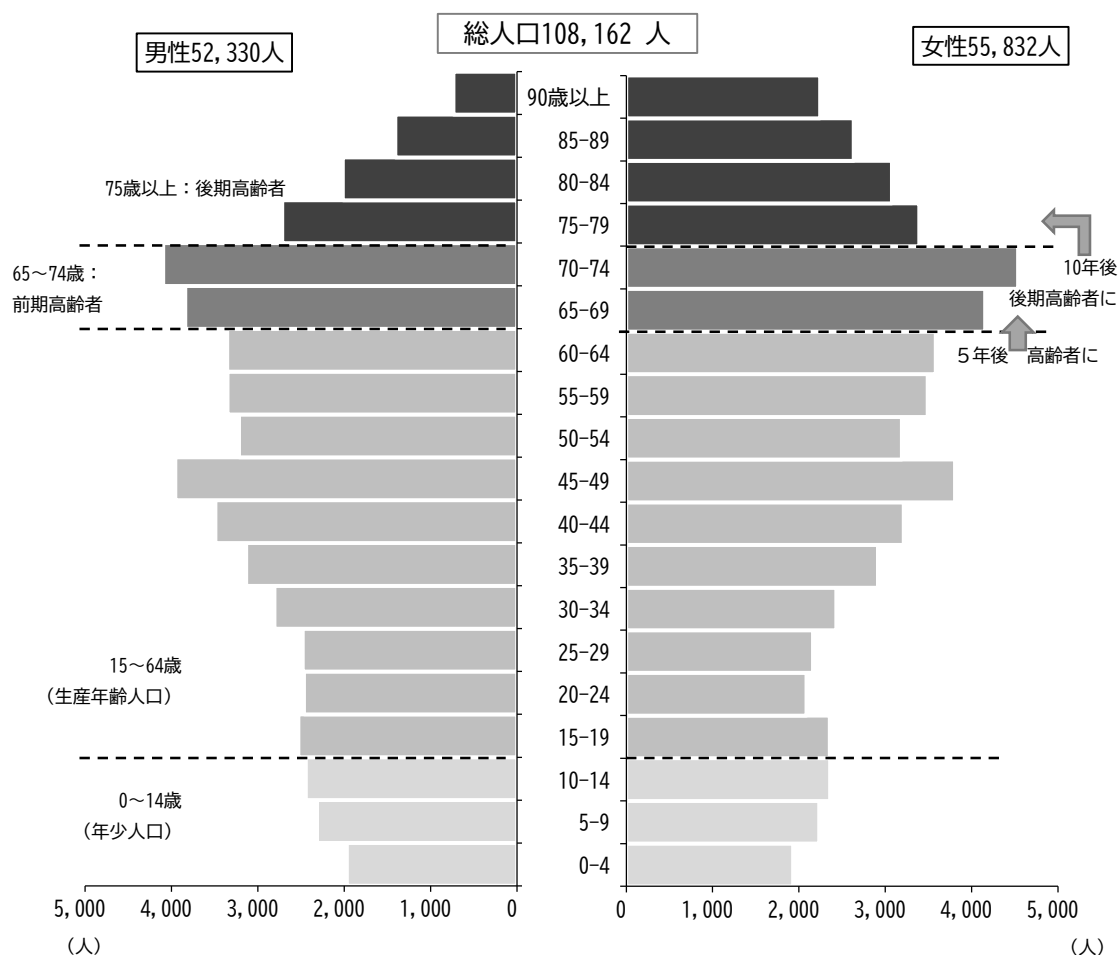
1 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、令和2年10月1日現在、男性が52,330人、女性が55,832人、計108,162人となっています。いわゆる「団塊の世代」を含む70～74歳が最大のボリュームゾーンとなっており、この層は第8期計画期間中に順次後期高齢者へと移行していきます。

国は、全国的に後期高齢者が増加する令和7(2025)年への対応を喫緊の課題としていますが、その対応については、西条市でもほぼ同じ状況で求められることになると考えられます。

▼ 西条市の人口ピラミッド



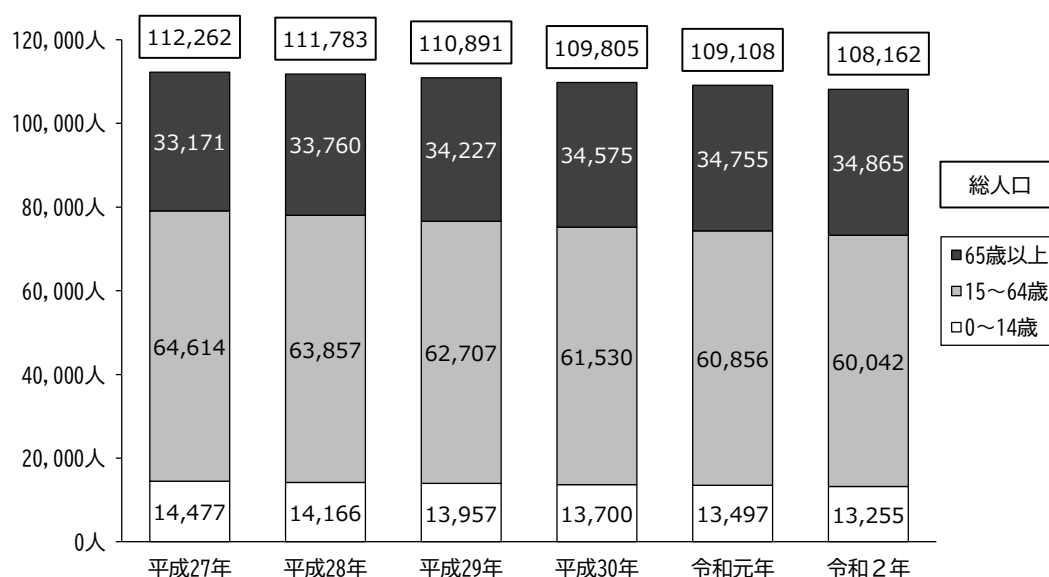
出典：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

(2) 人口の推移

①年齢3区分別人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、年齢区分別に見ると、年少人口(0～14 歳)及び生産年齢人口(15～64 歳)が減少している一方で、高齢者人口(65 歳以上)は継続的に増加の傾向となっています。

▼ 年齢3区分別人口の推移

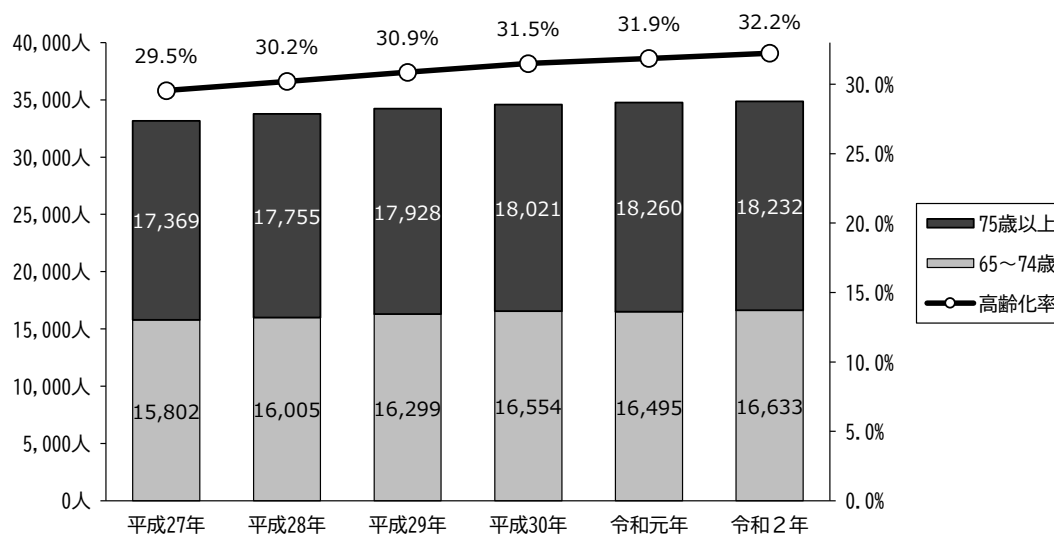


出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

②高齢者人口・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、令和2年 10 月1日現在で 32.2%となっています。高齢者人口のうち、75 歳以上の後期高齢者人口が 65～74 歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。

▼ 高齢者人口・高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

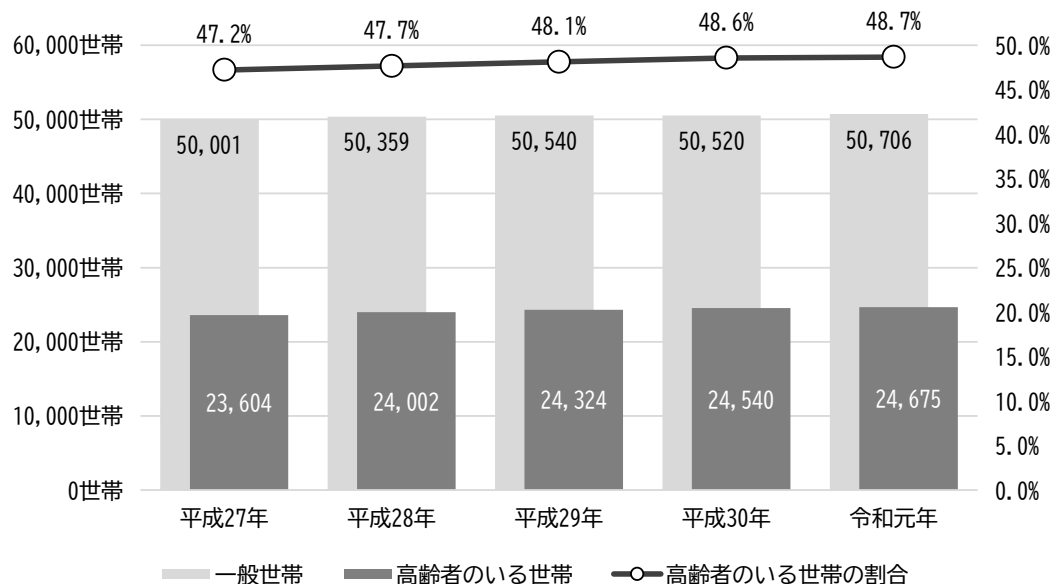


(3) 高齢者のいる世帯の推移

① 高齢者のいる世帯の推移

令和元年10月現在の一般世帯数は50,706世帯、高齢者のいる世帯数は24,675世帯で一般世帯に占める割合は48.7%となっています。一般世帯のほぼ半数に高齢者がいらっしゃるることになり、その割合も少しずつ増加しています。

▼ 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合の推移

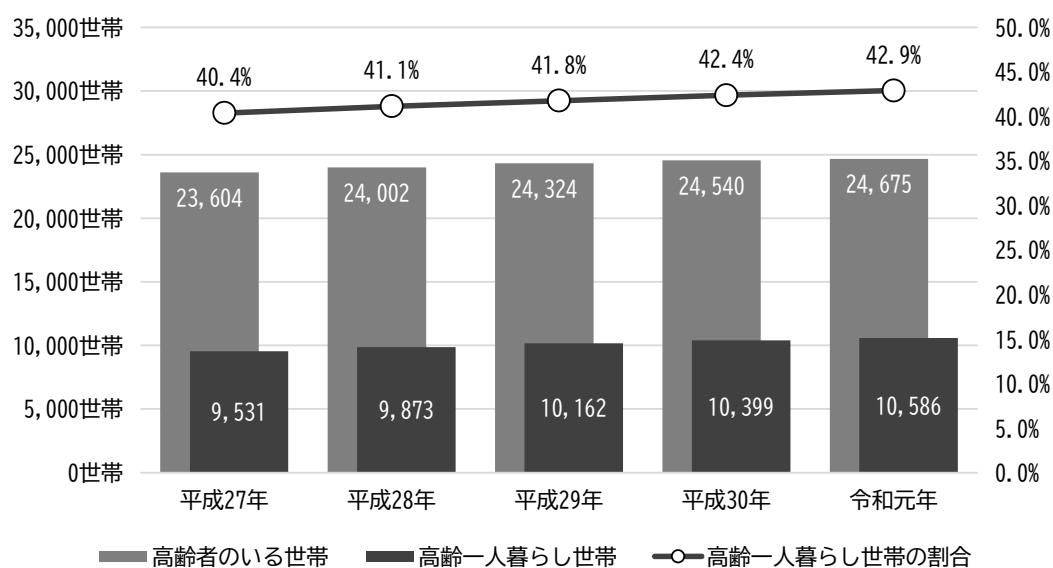


出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 高齢一人暮らし世帯の推移

令和元年10月現在の高齢一人暮らし世帯数は10,586世帯で、その世帯数、高齢者のいる世帯に占める割合ともに増加しています。

▼ 高齢者のいる世帯に占めるの高齢一人暮らし世帯の割合の推移



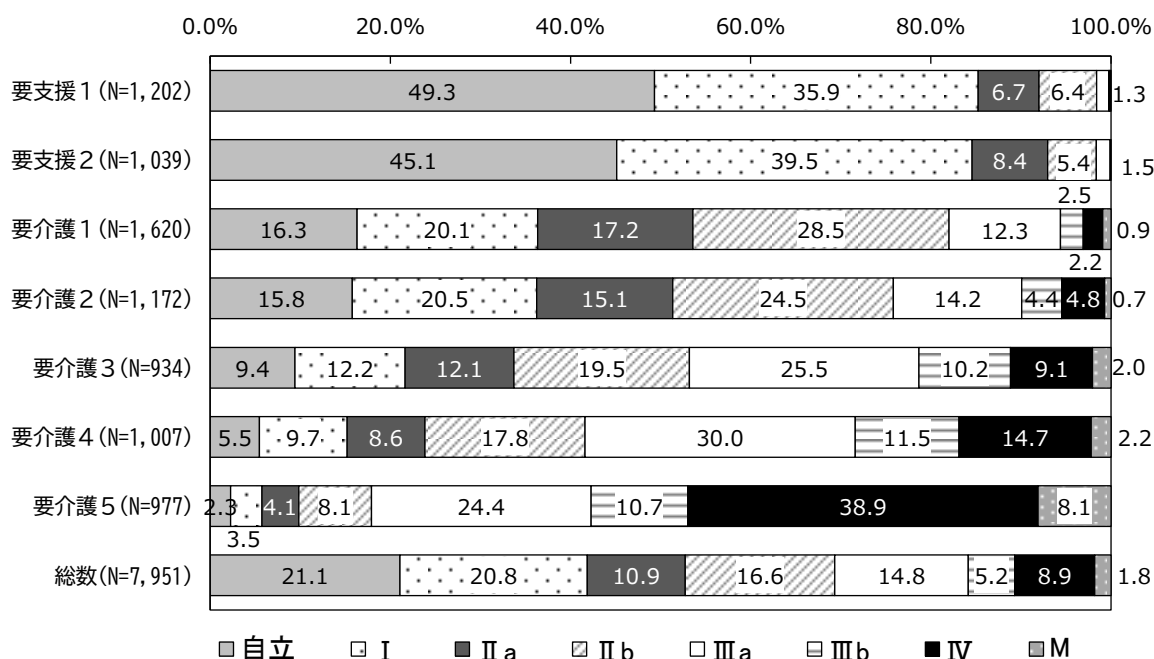
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

（４）認知症自立度

①認定度別の日常生活自立度

令和元年の要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、介護度が上がるほど高くなっています。

▼ 認知症高齢者の日常生活自立度（認定度別、第2号保険者含む）

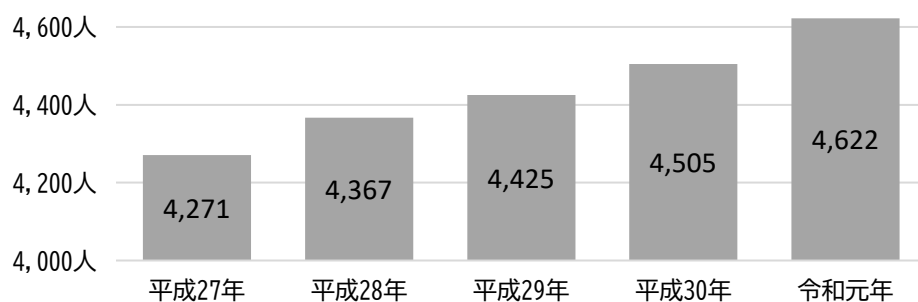


出典：市データ（令和元年）

②日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数の推移

日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数は、平成27年の4,271人から、令和元年の4,622人へと継続的に増加しています。

▼ 日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数の推移



出典：市データ



2 介護保険制度を取り巻く状況

(1) 第1号被保険者・認定者の推移

①第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は、平成26年の32,088人から令和元年の34,623人まで継続的に増加しています。

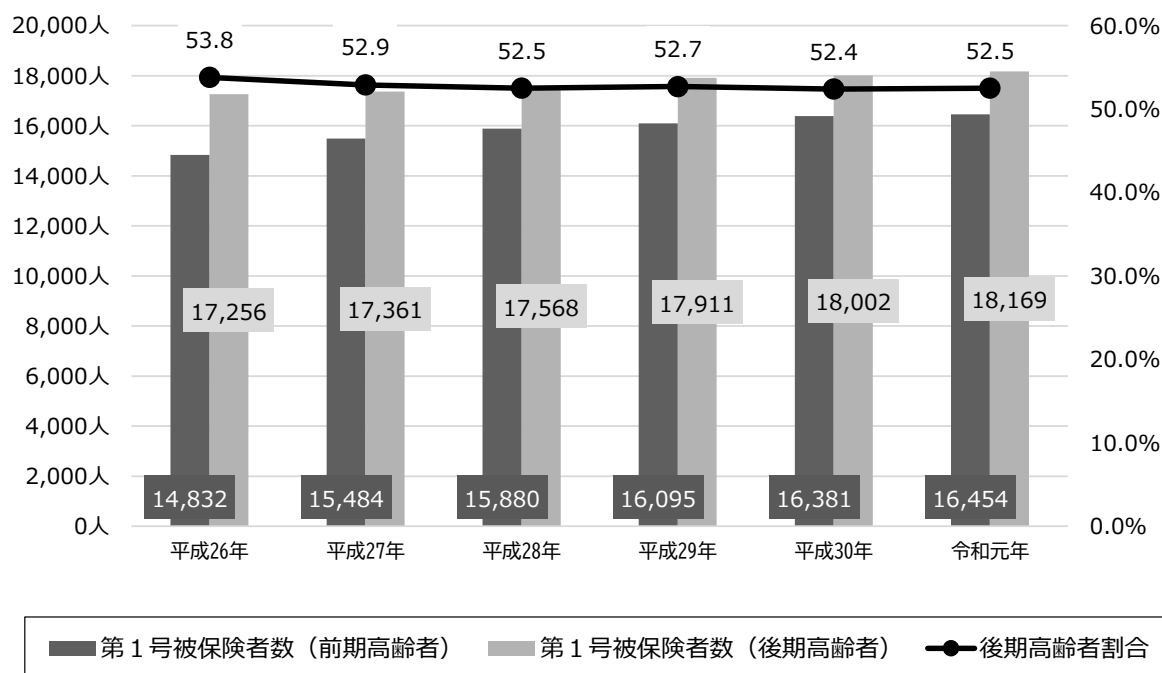
第1号被保険者に占める後期高齢者割合は、年により上下動がありますが、いずれも50を越え、後期高齢者の方が多い状況となっています。人口ピラミッドの構造から考えると、市の第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は今後継続的に上昇していくと思われます。

▼ 第1号被保険者数の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
第1号被保険者数	32,088	32,845	33,448	34,006	34,383	34,623
（うち前期高齢者）	14,832	15,484	15,880	16,095	16,381	16,454
（うち後期高齢者）	17,256	17,361	17,568	17,911	18,002	18,169
後期高齢者割合	53.8%	52.9%	52.5%	52.7%	52.4%	52.5%

※各年3月末



出典：「介護保険事業状況報告」年報（令和元年は月報）（「見える化」システムより取得）

②要介護度別認定者数及び認定率の推移

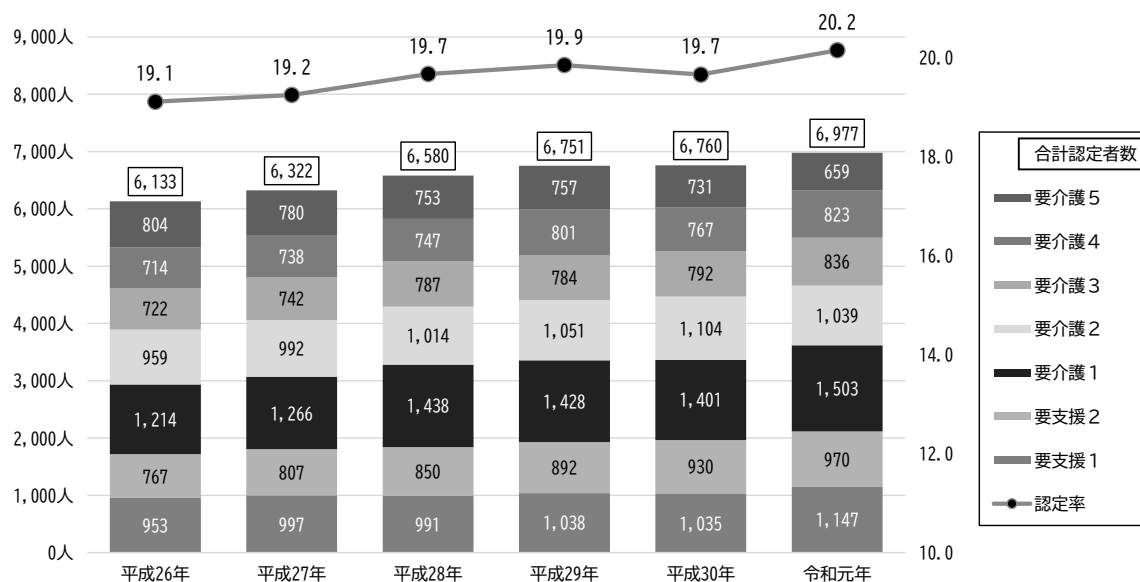
認定者数は増加の傾向が続いています。要支援・要介護度別では、それぞれ年による増減が見られますが、全体的には増加の傾向にあり、全国的な課題と同様に、西条市においてもフレイルへの対応や重度化防止が重要と考えられます。認定率は上昇傾向にあり、令和元年では20.2%となっています。

▼ 要介護度別認定者数及び認定率の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要支援・要介護認定者数 (第1号被保険者)	6,133	6,322	6,580	6,751	6,760	6,977
要支援1	953	997	991	1,038	1,035	1,147
要支援2	767	807	850	892	930	970
要介護1	1,214	1,266	1,438	1,428	1,401	1,503
要介護2	959	992	1,014	1,051	1,104	1,039
要介護3	722	742	787	784	792	836
要介護4	714	738	747	801	767	823
要介護5	804	780	753	757	731	659
認定率(%)	19.1	19.2	19.7	19.9	19.7	20.2

※各年3月末



出典：「介護保険事業状況報告」年報（令和元年は月報）（「見える化」システムより取得）



(2) 介護サービス受給者数の推移

認定者数は継続的に増加してきましたが、認定者におけるサービス受給者数と受給の割合(受給率)は、制度の変更などによる影響でサービスごとに異なる動きを見せています。

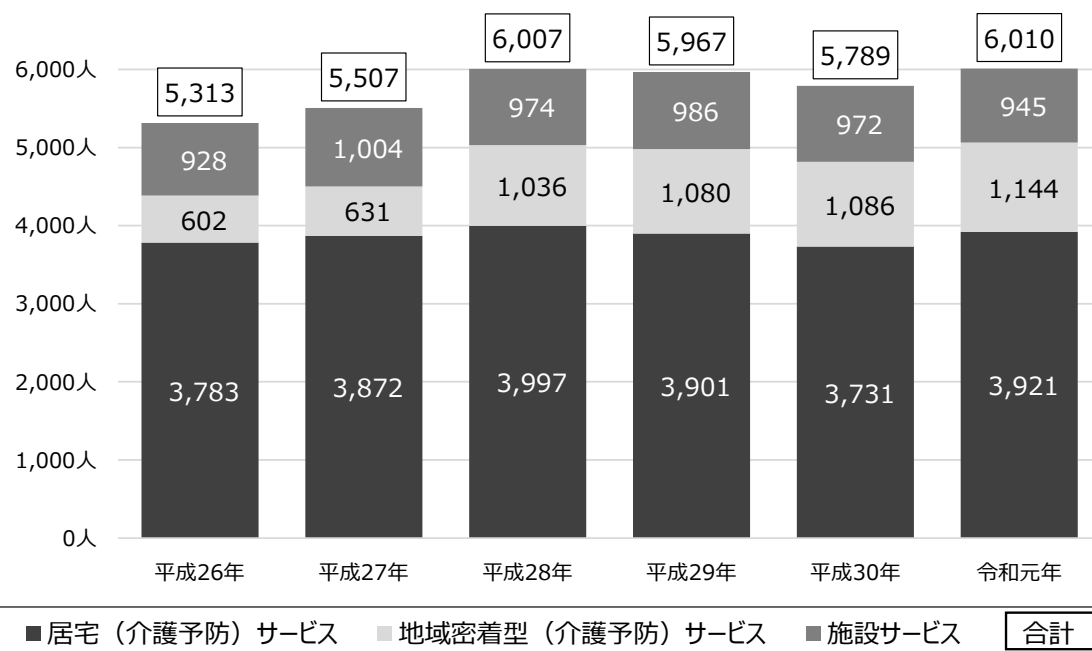
居宅(介護予防)サービスは、「介護予防・日常生活支援総合事業」開始により平成 29 年に受給者数が減少しています。

地域密着型(介護予防)サービスでは、平成 28 年、定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行したため受給者数が増加しています。

施設サービスでは制度変更等による大きな変動はありませんが、平成 27 年以降、わずかず受給率が減少する傾向にあります。

▼ 居宅、地域密着型、施設サービス受給者数の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援・要介護認定者数 (A)	6,133	6,322	6,580	6,751	6,760	6,977
介護サービス受給者数	5,313	5,507	6,007	5,967	5,789	6,010
居宅(介護予防)サービス(B)	3,783	3,872	3,997	3,901	3,731	3,921
└ 受給率(B/A)	61.7%	61.2%	60.7%	57.8%	55.2%	56.2%
地域密着型(介護予防)サービス(C)	602	631	1,036	1,080	1,086	1,144
└ 受給率(C/A)	9.8%	10.0%	15.7%	16.0%	16.1%	16.4%
施設サービス(D)	928	1,004	974	986	972	945
└ 受給率(D/A)	15.1%	15.9%	14.8%	14.6%	14.4%	13.5%



出典:「介護保険事業状況報告」各年 11 月(各年 9 月末日現在の実績値)

(3) 保険給付費の推移

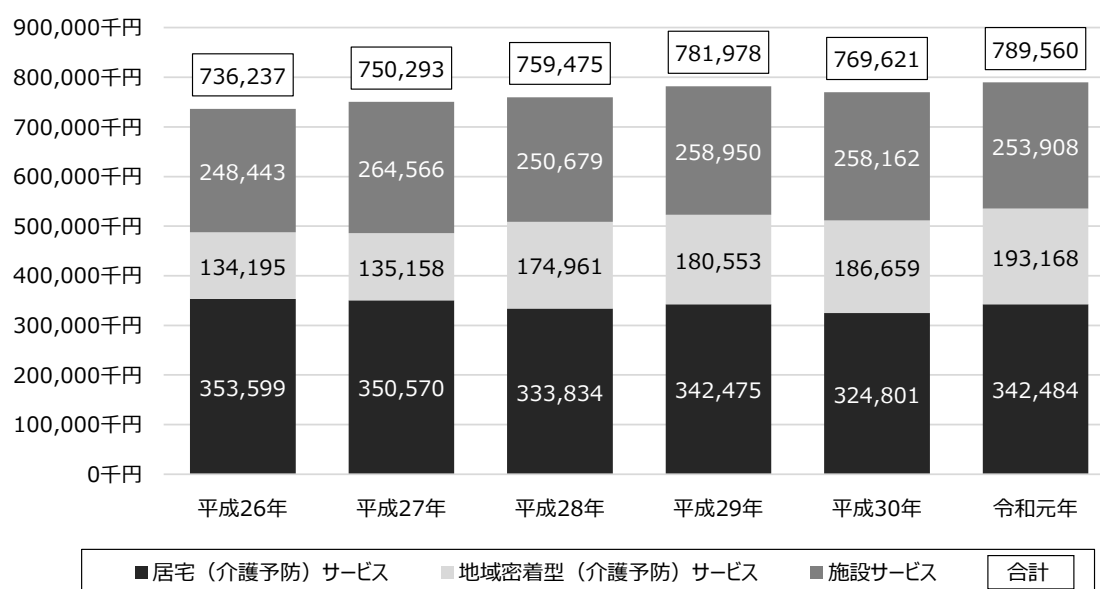
保険給付費は、令和元年で 789,560 千円となっています。平成 30 年に一時的に減少したものの、全体的には増加の傾向にあります。

サービス類型別に見た場合、居宅サービスや施設サービスは年により増減がありますが、地域密着型サービスの給付費は継続的に増加しています。

▼ 保険給付費の推移

(単位：千円)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保険給付費	736,237	750,293	759,475	781,978	769,621	789,560
居宅サービス	353,599	350,570	333,834	342,475	324,801	342,484
地域密着型サービス	134,195	135,158	174,961	180,553	186,659	193,168
施設サービス	248,443	264,566	250,679	258,950	258,162	253,908



出典：「介護保険事業状況報告」各年 11 月（各年 9 月末日現在の実績値）



3 総人口の推計

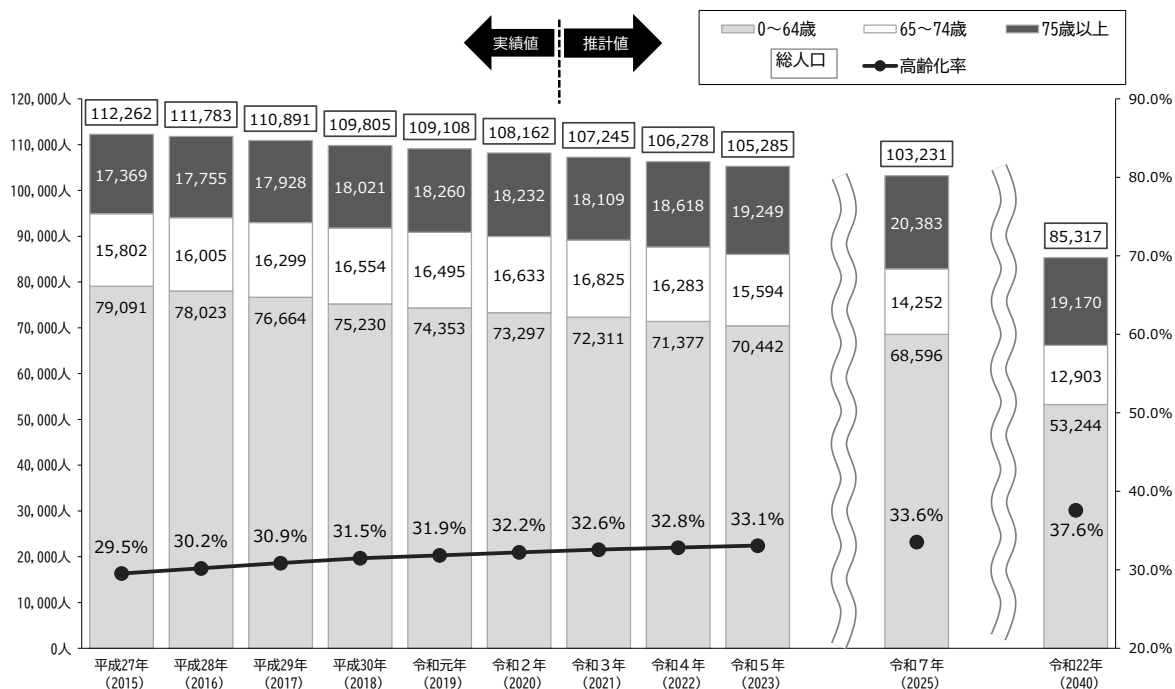
住民基本台帳人口の実績値を基に、西条市の将来人口推計を行った結果は以下のとおりです。

第8期の計画では、計画期間中だけでなく、令和7(2025)年、令和22(2040)年の状況も見据えた計画としているため、当該各年度の人口も推計しています。

総人口は減少傾向が続き、本計画最終年度の令和5年には105,285人、令和7(2025)年には103,231人になると予測されます。

また、総人口に対する65歳以上の高齢者人口割合(高齢化率)は継続的に上昇し、令和5年には33.1%、令和7(2025)年には33.6%になると予測されます。

▼ 総人口の推計



※住民基本台帳、平成27年～令和2年(6か年、各年10月1日現在)の性別・1歳年齢別人口実績から、コーホート変化率⁵を用いて推計

5 コーホート変化率法:「コーホート」とは年齢階級のことで、過去における実績人口の動向から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する方法です。

4 高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

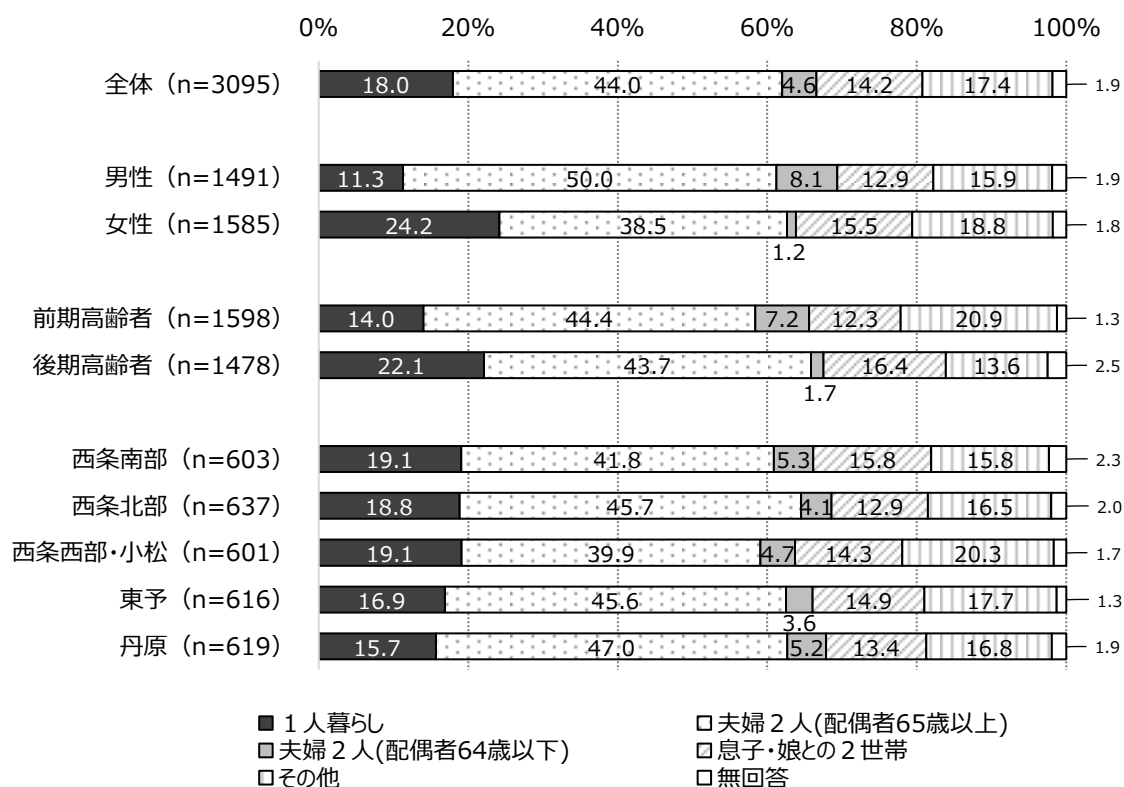
①家族構成、介護・介助の状況

家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 44.0%と最も多く、「1人暮らし」が 18.0%、「その他」が 17.4%、「息子・娘との2世帯」が 14.2%、「夫婦2人暮らし(配偶者 64 歳以下)」が 4.6%です。

「1人暮らし」に着目すると、男性より女性の方が、前期高齢者より後期高齢者の方が割合が高く、地区別では、比較的割合の高い西条南部、西条西部・小松で 19.1%、最も割合の低い丹原で 15.7%となっています。

▼ 家族構成×属性

問 1 (1) 家族構成を教えてください

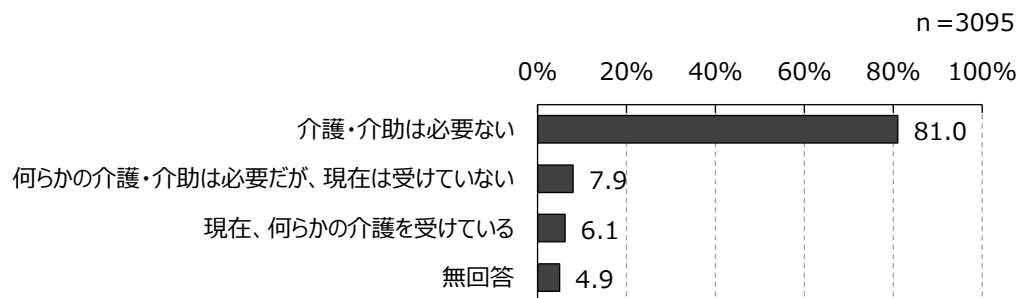


※「一人暮らし」「二人暮らし」は、アンケート内では国の調査票設定に合わせて「1人暮らし」「2人暮らし」と表記しています。(以下同)



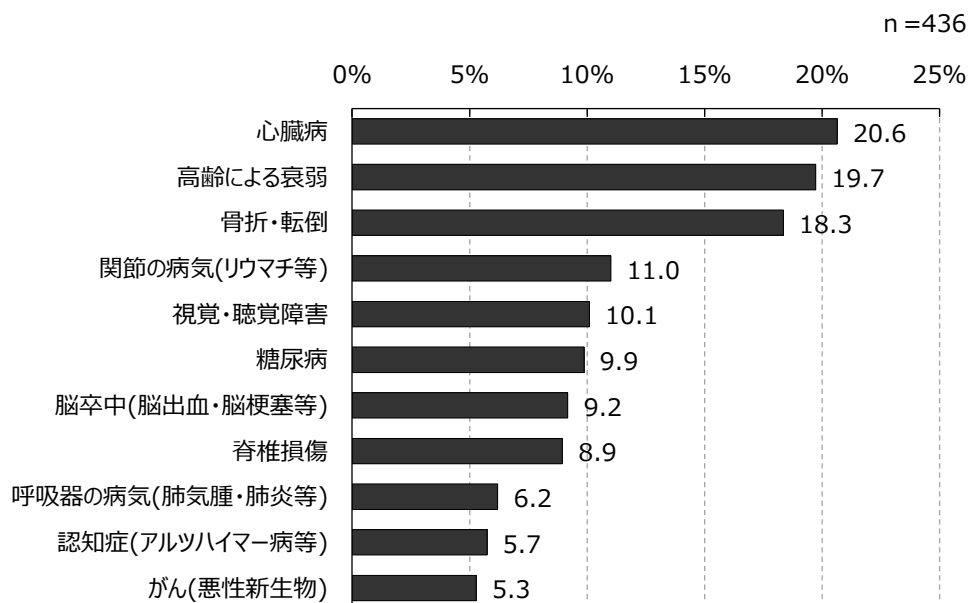
介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 81.0%と最も多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 7.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が 6.1%です。

▼ 介護・介助の必要性



何らかの介護・介助を受けている、あるいは必要、とした方の介護・介助が必要になった主な原因は、「心臓病」が 20.6%と最も多く、「高齢による衰弱」が 19.7%、「骨折・転倒」が 18.3%、「関節の病気(リウマチ等)」が 11.0%です。

▼ 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答） ※5%未満を略



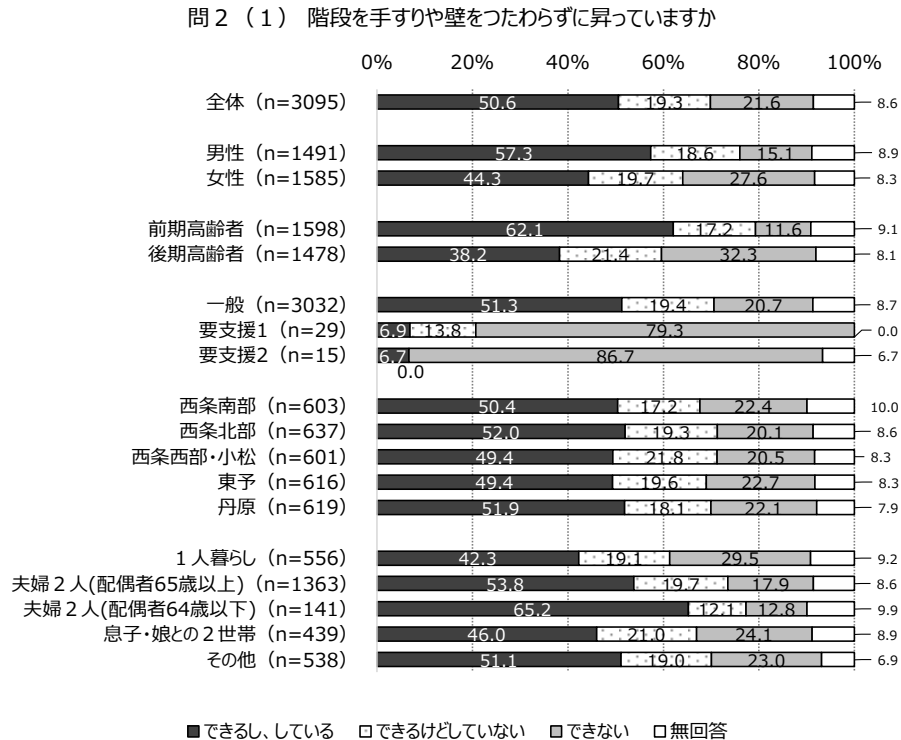
介護予防の一環として転倒リスクの軽減は重要

現在は介護・介助を必要としない人が多数です。しかし、介護が必要な人の主な原因で第3位となっている「骨折・転倒」は誰にでも予期せず起こる可能性があり、介護予防の一環としての転倒リスクの軽減は重要です。特に、全体で 18.0%となる「1 人暮らし」高齢者において、同居者がいない中で転倒した際の対応について配慮が求められます。

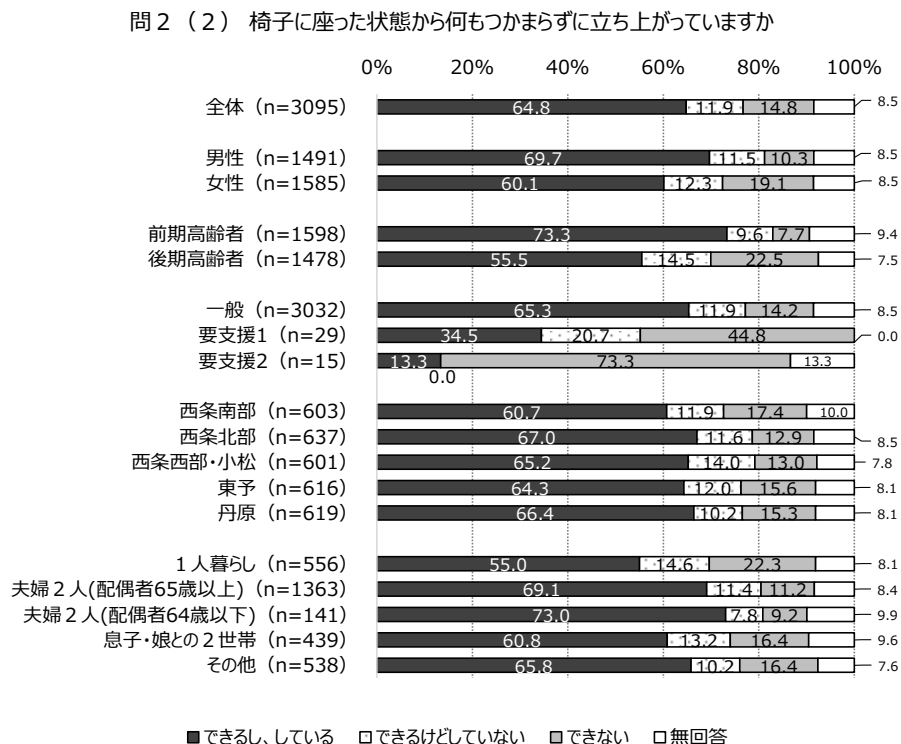
②介護予防の観点

運動器機能の低下に関する代表的な設問では、高齢になるにつれて「できるし、している」との回答が減り、「できない」との回答が増えています。

▼ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか×属性



▼ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか×属性

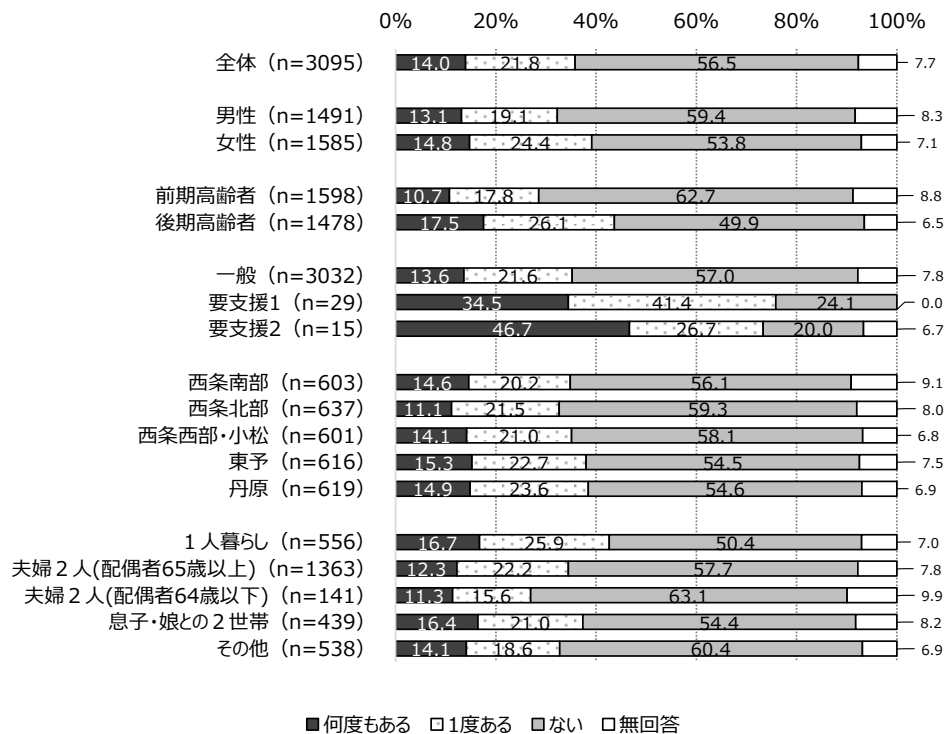




転んだ経験、転倒に対する不安、ともに高齢になるにつれて増加しています。

▼ 過去1年間に転んだ経験がありますか×属性

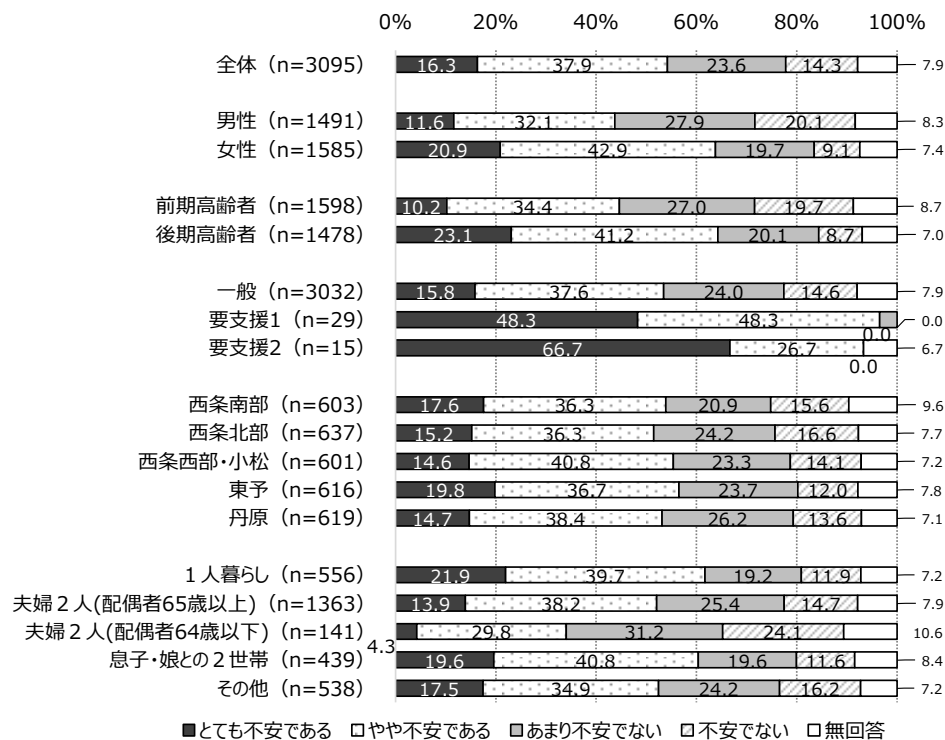
問2（4）過去1年間に転んだ経験がありますか



■ 何度もある □ 1度ある □ ない □ 無回答

▼ 転倒に対する不安は大きいですか×属性

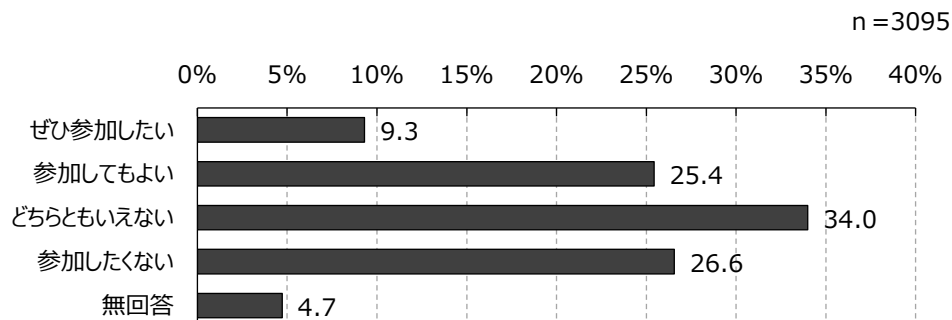
問2（5）転倒に対する不安は大きいですか



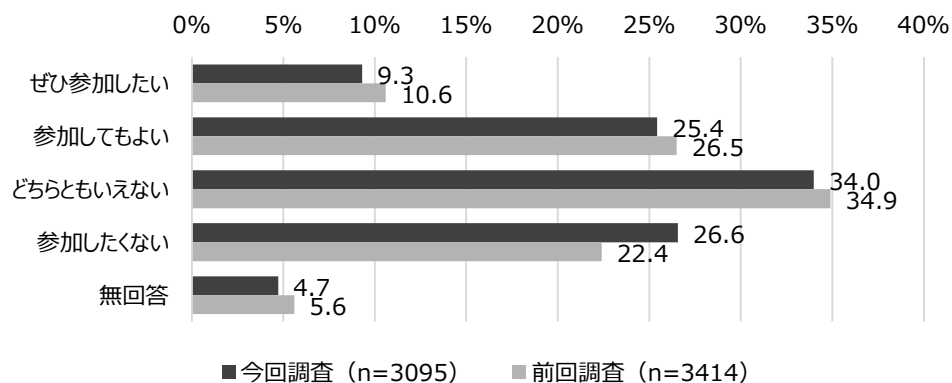
■ とても不安である □ やや不安である □ あまり不安でない □ 不安でない □ 無回答

体調を維持したり、筋力をつけるための教室に参加したいかどうかでは、「どちらともいえない」が 34.0%と最も多く、次いで「参加したくない」が 26.6%、「参加してもよい」が 25.4%、「ぜひ参加したい」が 9.3%です。

▼ 体調を維持したり、筋力をつけるための教室への参加意向



▼ 前回調査との比較



介護予防の取組は早期に、参加意向を高める工夫も必要

運動機能の維持や転倒防止につながるような、介護予防のための取組は早い時期(前期高齢者のうちなど)から始めることが重要です。

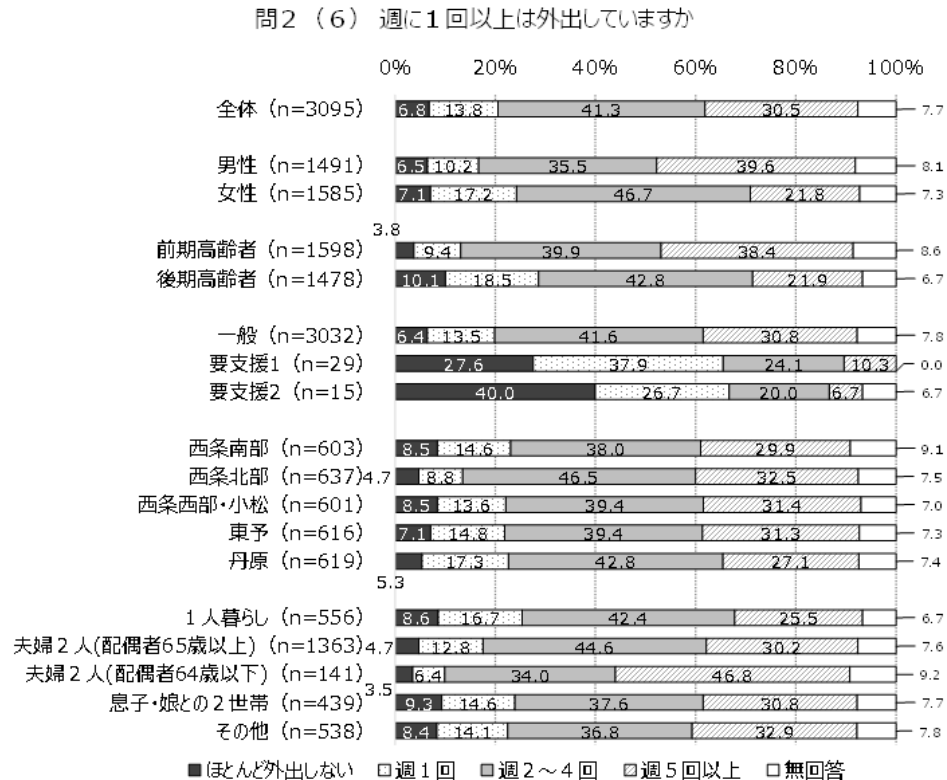
西条市では、要支援者等を対象として、筋力アップ、口腔機能の向上や認知症予防の体操を行う通所サービス「スマイルサポート教室」を参加費無料で開いており、これらをより活用していくことが大事ですが、体調を維持したり筋力をつけるための教室への参加意向では「どちらともいえない」が 34.0%で最も多くなっています。さらに前回調査との比較では、「参加したくない」が増加し、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」がわずかながら減少しています。参加の意向が低下している原因を探るとともに、案内・周知や、より楽しく参加できる、参加しやすくするといった工夫を検討していく必要があります。



③外出と移動手段

外出の頻度を年齢別にみると、高齢になるにつれて「ほとんど外出しない」が増え、「週 5 回以上」が減っています。

▼ 週に1回以上は外出していますか×属性

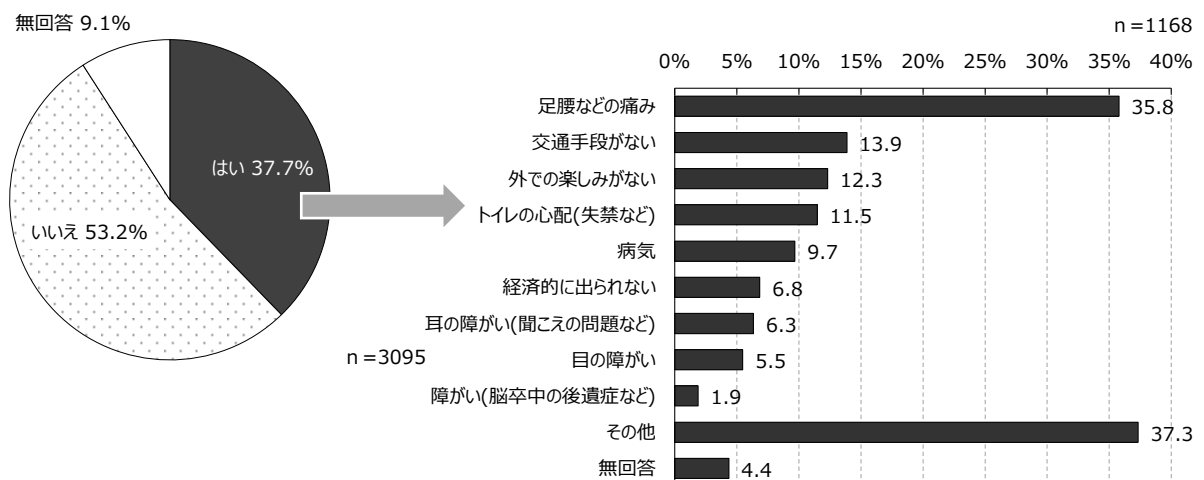


外出を控えているかどうかでは、「はい」が 37.7%、「いいえ」が 53.2%です。

外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が 35.8%、「交通手段がない」が 13.9%、「外での楽しみがない」が 12.3%、「トイレの心配(失禁など)」が 11.5%。「その他」が 37.3%(前回調査では 11.1%)で最も多くなっています(その他の理由記載では「コロナ感染予防」が 343 件)。

▼ 外出を控えているか

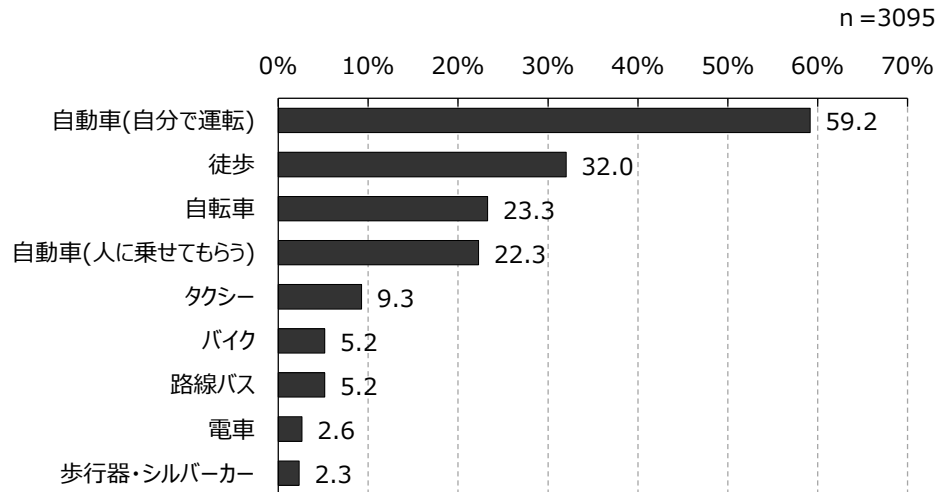
▼ 外出を控えている理由(複数回答)



外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が 59.2%と最も多く、「徒歩」が 32.0%、「自転車」が 23.3%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 22.3%、「タクシー」が 9.3%です。

属性別の上位3位は、後期高齢者では「自転車」から「自動車(人に乗せてもらう)」へ手段が移る。「自転車」より「自動車(人に乗せてもらう)」が多いのは、家族構成では息子・娘との2世帯、地区別では西条西部・小松、丹原。

▼ 外出する際の移動手段（複数回答） ※1%未満・無回答を略



移動支援、外出機会の創出など多方面からの配慮が必要

外出の頻度は後期高齢者になると少なくなる傾向にあります。外出を控えている人の理由では「足腰などの痛み」という身体的要因に続き、環境的な要因である「交通手段がない」「外での楽しみがない」が上位3位までにあげられています。移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、高齢者が外に出やすくなる移動支援、環境、居場所づくり、楽しみづくりなど多方面からの検討が必要です。

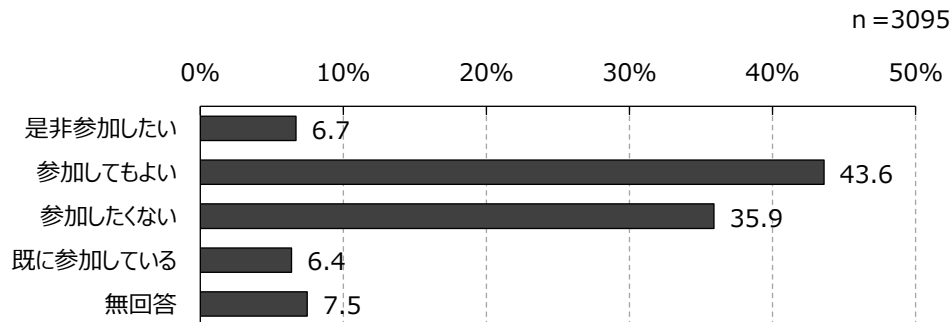


④住民主体の活動への参加意向

地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向では、「参加してもよい」が43.6%と最も多く、「参加したくない」が35.9%、「是非参加したい」が6.7%、「既に参加している」が6.4%です。

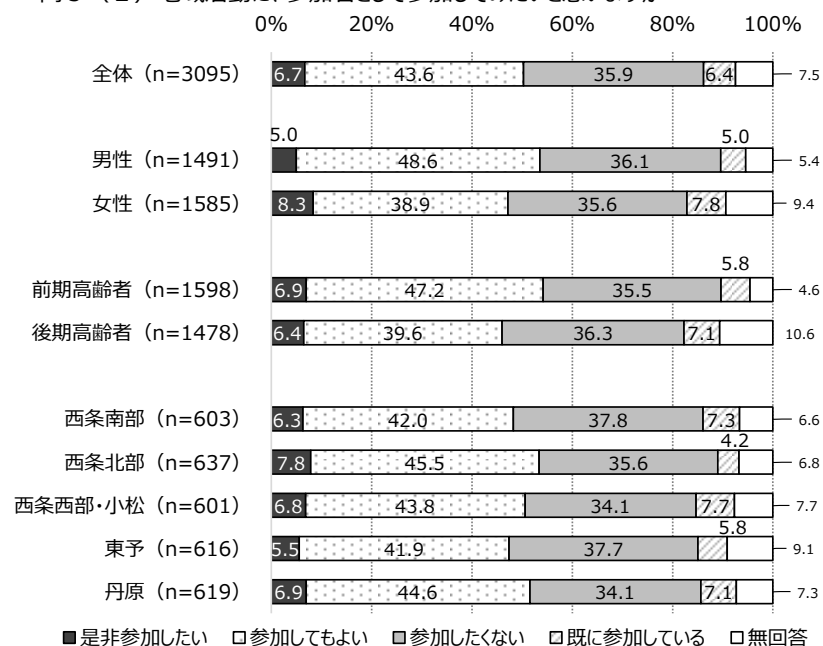
属性別に「参加したくない」の割合をみると、女性より男性、前期高齢者より後期高齢者の方がわずかに高く、地区別では、西条南部、東予が、他の地区と比べて高くなっています。

▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向



▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向×属性

問5（2）地域活動に、参加者として参加してみたいと思いますか



社会参加の意向は過半数、潜在的なポテンシャルは高い

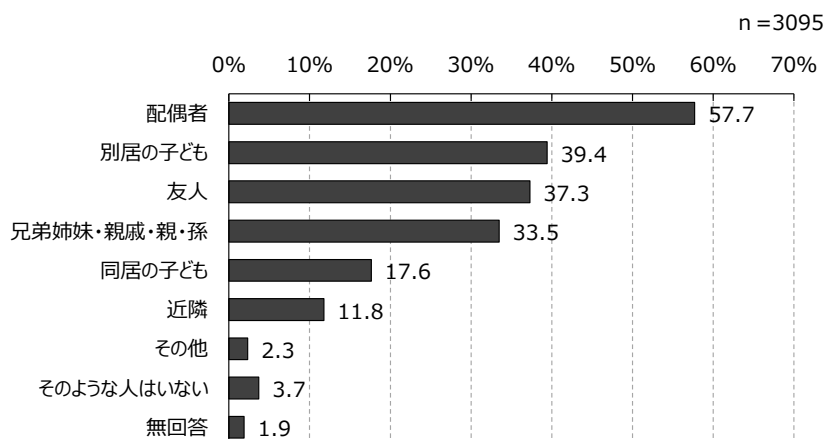
参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると過半数を超えています。一方、第8期アンケートで追加された選択肢「既に参加している」は、地区により4.2%（西条北部）～7.7%（西条西部・小松）までの開きがみられます。参加の意向がありながら現在は参加していない要因について、移動手段、外出を控える原因などの結果と併せて検討していく必要があります。

⑤地域での相談先や支え合い

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 57.7%と最も多く、「別居の子ども」が 39.4%、「友人」が 37.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 33.5%、「同居の子ども」が 17.6%です。

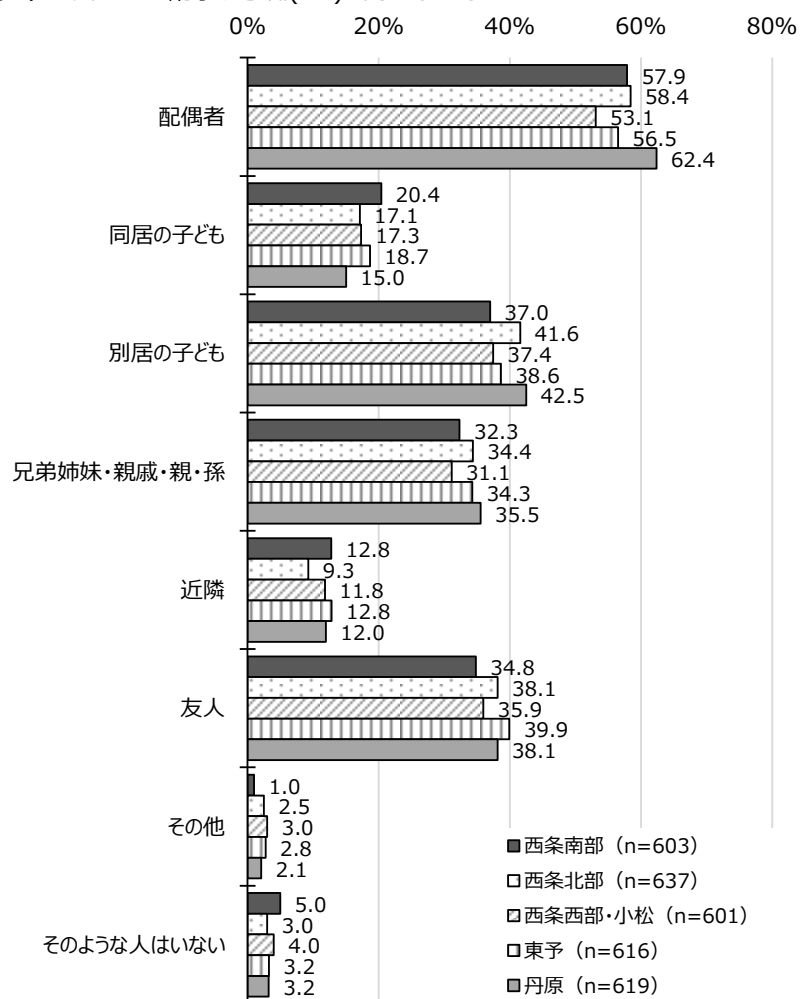
地区別にみると、「近隣」では西条南部、東予、「友人」では東予、西条北部、丹原が他の地区と比べて高く、「そのような人はいない」は西条南部が最も高くなっています。

▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人×地区（複数回答）

問 6 （ 1 ） あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人

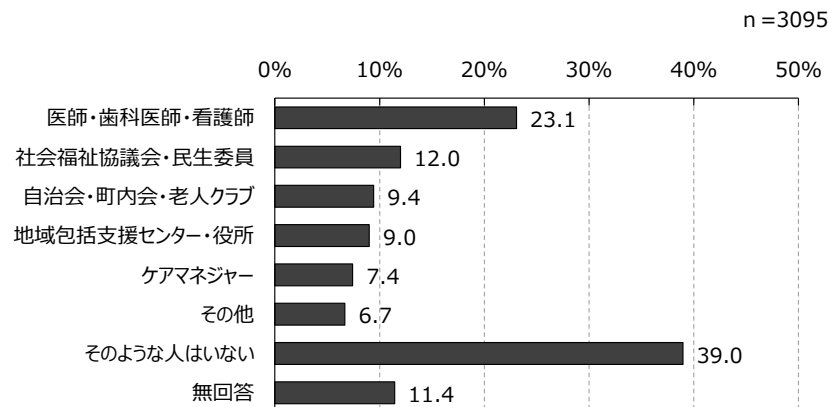




家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 23.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が 12.0%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 9.4%、「地域包括支援センター・役所」が 9.0%で、「そのような人はいない」が 39.0%で最も多くなっています。

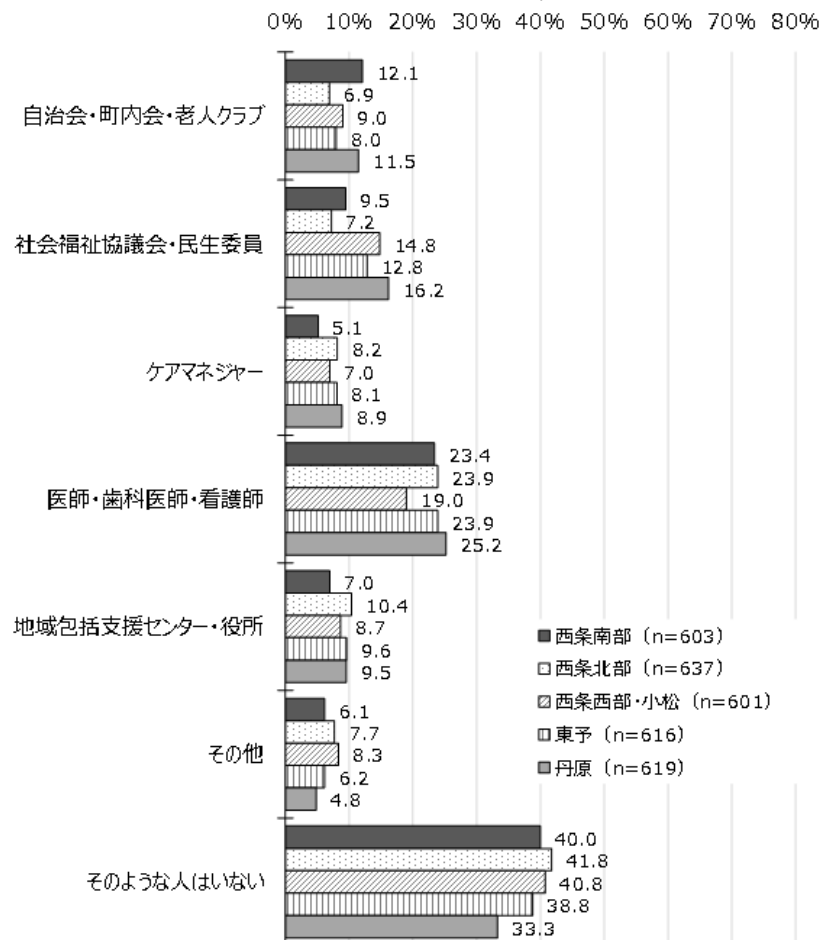
地区別にみると、「自治会・町内会・老人クラブ」は西条南部、「社会福祉協議会・民生委員」は丹原、「ケアマネジャー」は丹原、「医師・歯科医師・看護師」は丹原、西条北部、東予が他の地区と比べて高くなっています。「地域包括支援センター・役所」は西条北部が最も高く、西条南部が最も低くなっています。「そのような人はいない」は、西条北部、西条西部・小松、西条南部が相対的に高くなっています。

▼ 家族や友人・知人以外の相談先



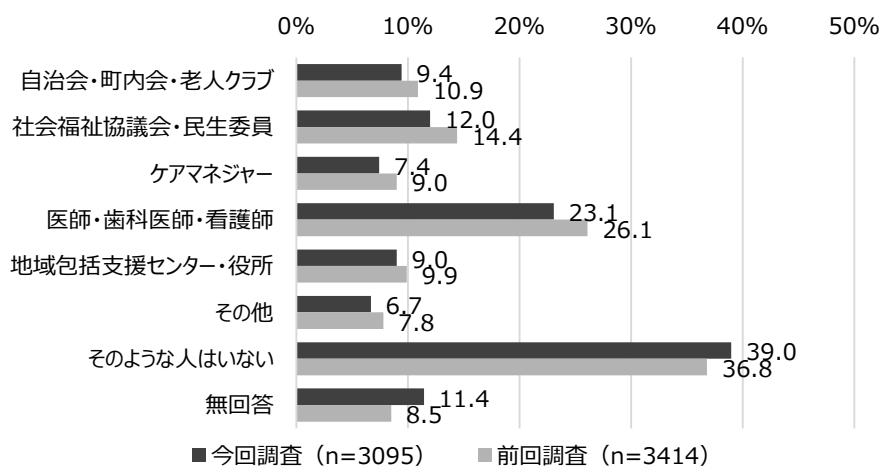
▼ 家族や友人・知人以外の相談先×地区

問 6 (5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



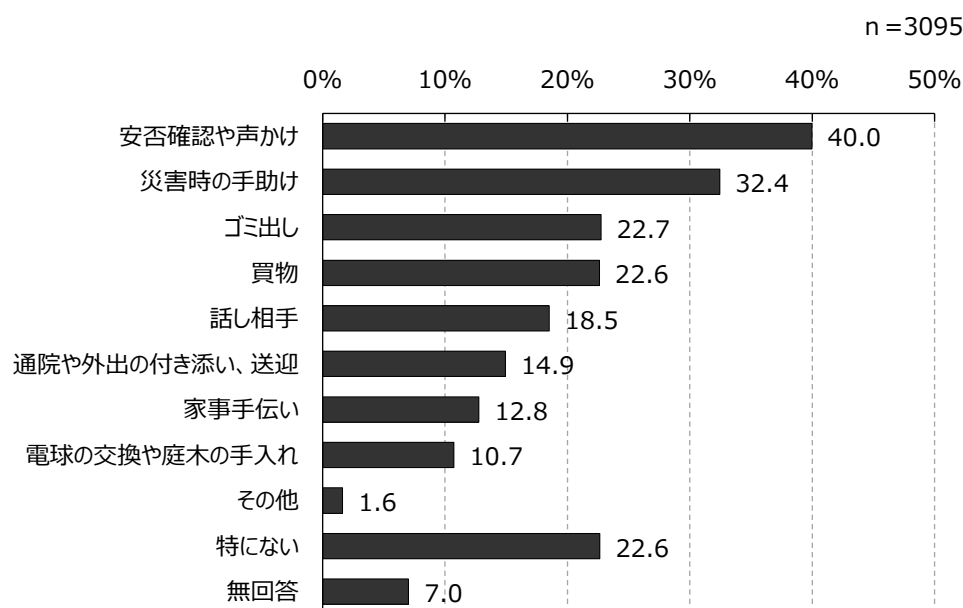
家族や友人・知人以外の相談相手についての前回調査との比較では、公的な窓口や地域の相談先の割合がいずれも低くなり、「そのような人はいない」が増加しています。

▼ 家族や友人・知人以外の相談先・前回調査との比較



日常生活が不自由になった場合、近所や地域の人にしてもらえると助かると思うことは、「安否確認や声かけ」が 40.0%と最も多く、「災害時の手助け」が 32.4%、「ゴミ出し」が 22.7%、「買物」が 22.6%。「特にない」は 22.6%。

▼ 近所や地域の人にしてもらえると助かると思うこと（複数回答）



地域での支え合いや手助けの期待がある中、相談先のない人もいる

心配事などの相談先は配偶者、別居の子どもに次いで「友人」があがっています。家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」「社会福祉協議会・民生委員」に続き「自治会・町内会・老人クラブ」があげられています。近所や地域の人への手助けの期待は「安否確認や声かけ」「ゴミ出し」「買物」「話し相手」といった日常的なことが多い中、「災害時の手助け」というもしもの場合の手助けが第2位にあげられています。

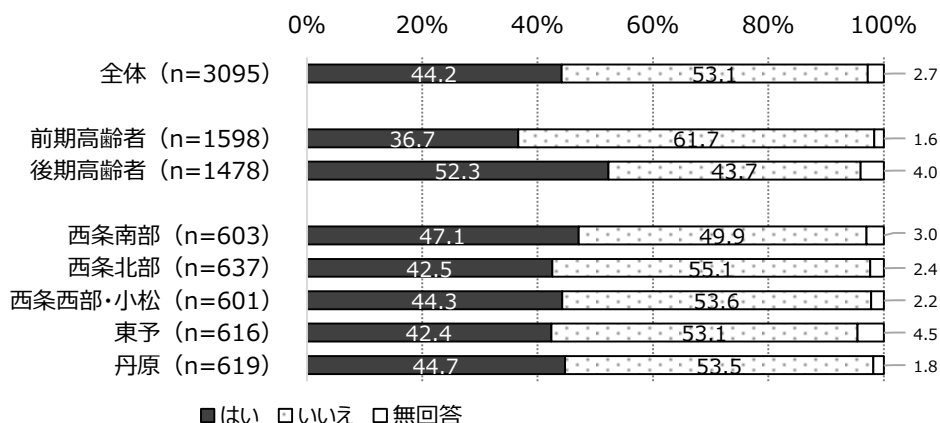
地域の支え合いの土壌はあり、地域への期待感も小さくありませんが、相談先がないという回答割合が前回よりわずかながら増加したことについて注視が必要です。

⑥認知症への対応

認知機能に関する設問、「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 44.2%、「いいえ」が 53.1%です。「はい」の割合は、年齢別では後期高齢者で高く、地区別では西条南部が 47.1%で他の地区と比べて高くなっています。

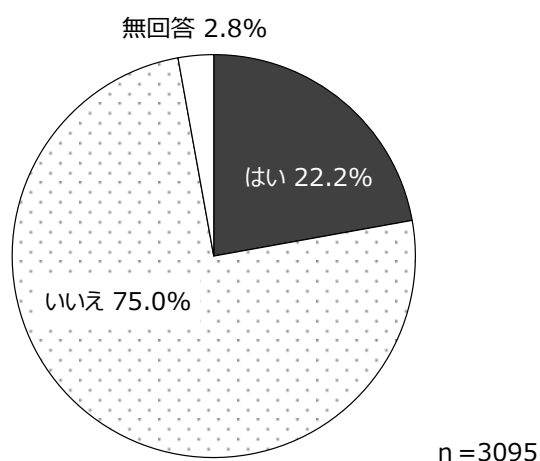
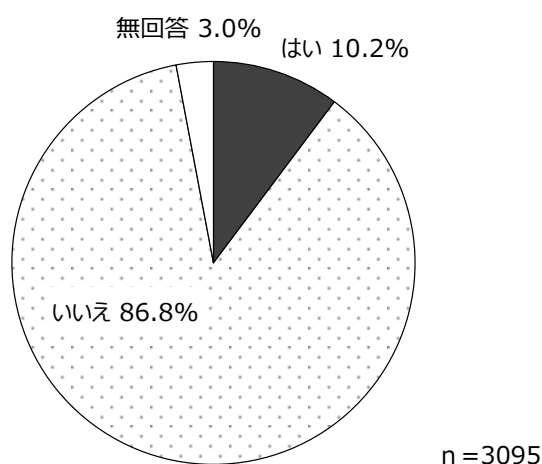
▼ 物忘れが多いと感じますか×年齢別・地区別

問 4 (1) 物忘れが多いと感じますか



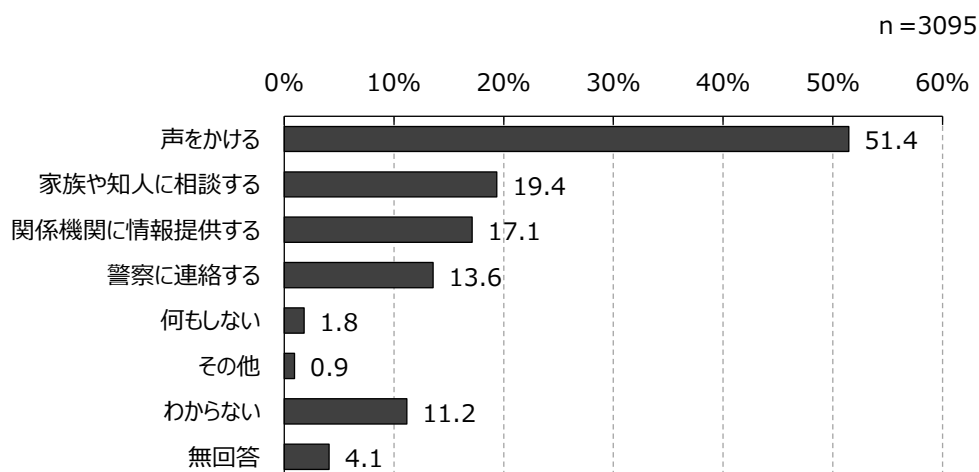
自身や家族に認知症の症状がある人がいるかどうかでは、「はい」が 10.2%、「いいえ」が 86.8%です。認知症に関する相談窓口を知っているかどうかでは、「はい」が 22.2%、「いいえ」が 75.0%です。

▼ 認知症の症状がある人がいるか (左) 認知症に関する相談窓口を知っているか (右)



認知症と思われる方がいて、困っている様子であった場合は、「声をかける」が 51.4%と最も多く、「家族や知人に相談する」が 19.4%、「関係機関に情報提供する」が 17.1%、「警察に連絡する」が 13.6%、「わからない」が 11.2%。

▼ 認知症と思われる方への対応（複数回答）



リスクは存在し、認知症への理解、相談窓口の周知は重要

自身や家族の認知症の症状を感じている人は 10.2%と少なく、そのせいもあってか相談窓口の認知度も 22.2%とあまり高くはありません。しかし、認知機能の低下状況を推し量る設問「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 44.2%となっています。

国では、認知症高齢者の数が今後増加すると見込んでおり、西条市のデータでは日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人の数は近年増加の傾向にあることもわかっています(第2章1(4))。認知症への対応は早期の発見・対応が重要であり、相談窓口についての周知・理解は引き続き必要と考えられます。

認知症と思われる方を見かけた場合は過半数が「声をかける」としています。家族だけではなく、地域で認知症高齢者を支える意識が市民の間に広くあることから、家族や知人に相談、関係機関に情報提供、警察に連絡、といった支援行動が、対応の連携につながっていく仕組みが重要であり、ここで「わからない」と回答した人がどうすればよいのかをわかりやすくするためにも、相談窓口の周知や認知症について理解を深めてもらう取組は大切です。

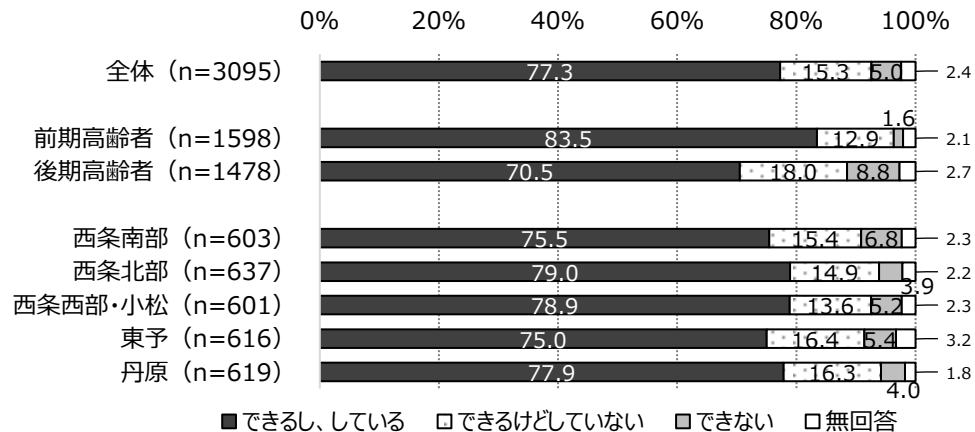


⑦買物弱者への対応

手段的日常生活動作(IADL)に関する設問、自分で食品・日用品の買物をしていますかでは、「できるし、している」が 77.3%と最も多く、「できるけどしていない」が 15.3%、「できない」が 5.0%です。「できない」の割合は、後期高齢者で高く、地区別では西条南部が 6.8%で他の地区と比べて高くなっています。

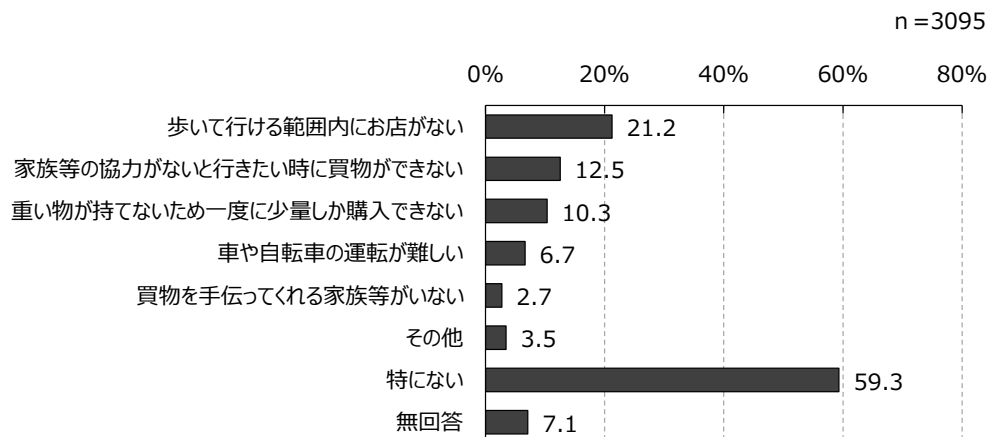
▼ 自分で食品・日用品の買物をしているか×年齢別・地区別

問 4 (5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか



買物の際に困っていることでは、「歩いて行ける範囲内にお店がない」が 21.2%、「家族等の協力がないと行きたい時に買物ができない」が 12.5%、「重い物が持てないため一度に少量しか購入できない」が 10.3%、「車や自転車の運転が難しい」が 6.7%です。「特にない」が 59.3%と最も多くなっています。

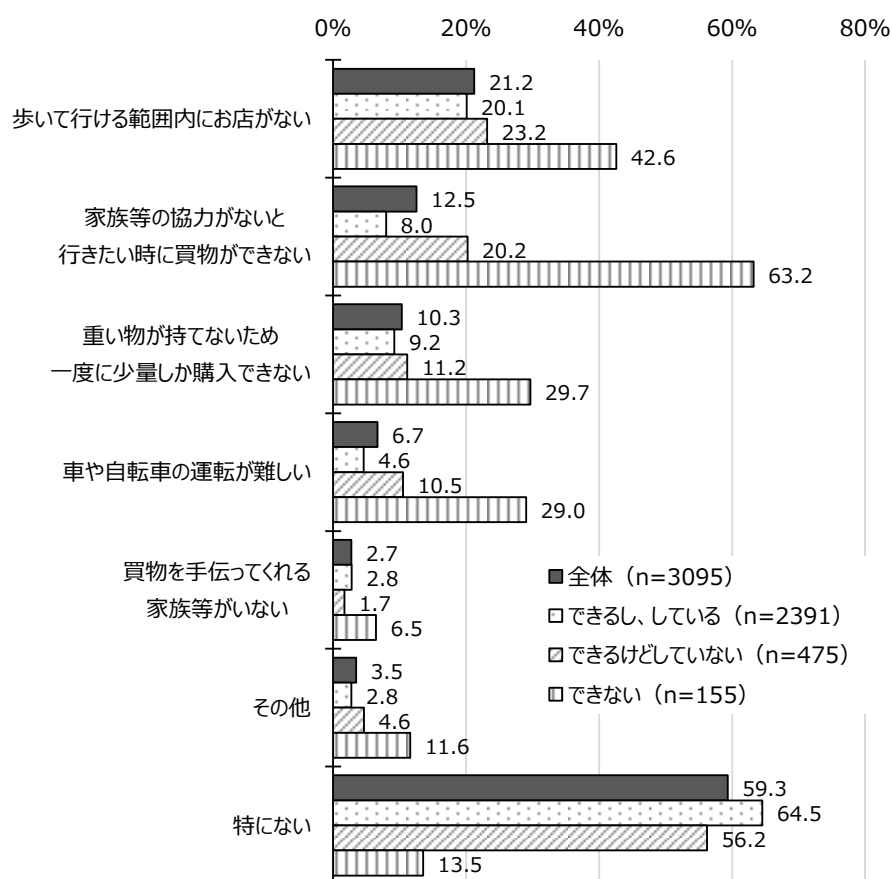
▼ 買物の際に困っていること（複数回答）



「買物の際に困っていること」を、「自分で食品・日用品の買物をしているか」の回答別にみると、「できない」人では、「重い物が持てないため一度に少量しか購入できない」が全体の 10.3%に対し 29.7%で上位3位に入ります。また、「できない」人では、「家族等の協力がないと行きたい時に買物ができない」「歩いて行ける範囲内にお店がない」の割合が高くなっています。

▼ 買物の際に困っていること 複数回答×自分で食品・日用品の買物をしているか

問 4 (19) 買物の際に困っていることはありますか



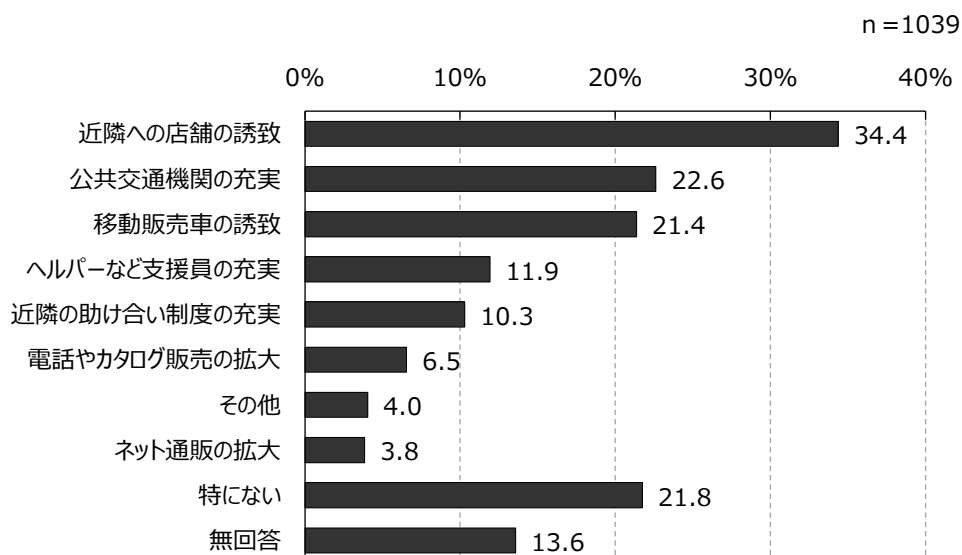
できれば自分で買物に出向きたい

これらの結果には、誰かの協力や自力で行ける範囲で買物ができるなどの条件さえ整えば、自分で買物に出向きたいという意向が現れているものとも思われます。「できない」人で、「買物を手伝ってくれる家族等がない」が他と比べて高くなっていることも注視が必要と思われます。



買物対策に必要と思うものでは、「近隣への店舗の誘致」が 34.4%と最も多く、「公共交通機関の充実」が 22.6%、「移動販売車の誘致」が 21.4%、「ヘルパーなど支援員の充実」が 11.9%です。「特にない」は 21.8%となっています。

▼ 買物対策に必要と思うもの



新しい買物のかたちをわかりやすく整える必要性も

「電話やカタログ販売の拡大」は 6.5%、「ネット通販の拡大」は 3.8%で割合が低く、高齢者の買物に対する志向が現物を見られる・触れられることに向いていることがうかがえます。また、通信販売やネット通販といった比較的新しい買物のかたちが高齢者にはなじみが薄く、使うことを躊躇している可能性も考えられます。

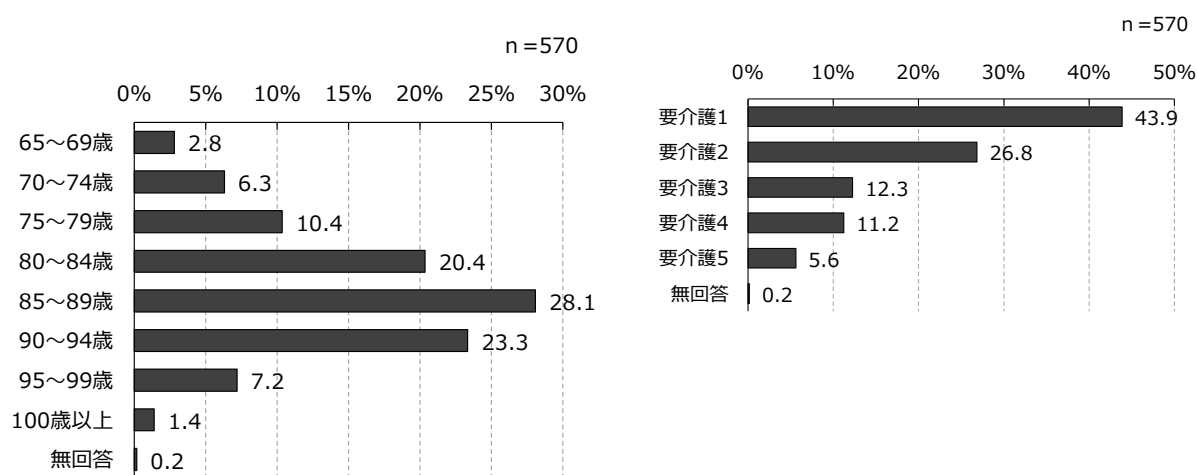
店舗の誘致や公共交通機関の誘致、移動販売車の誘致といった要望は多いものの、電話やインターネットを利用する新しい買物の方法を、高齢者にもわかりやすく、使いやすく整えていくことも、併せて検討する必要性があると考えられます。

(2) 在宅介護実態調査

①在宅介護の状況

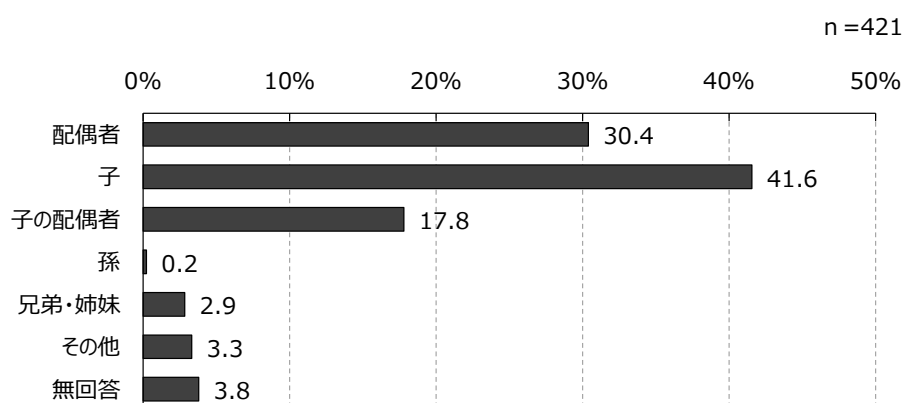
介護を受けている人の年齢は、「85～89歳」が28.1%で最も多く、「90～94歳」が23.3%、「80～84歳」が20.4%です。要介護状態区分では要介護1と2の軽度者が合わせて70.7%となっています。

▼ 介護を受けている人の年齢・要介護状態区分



主な介護者の、本人との続柄は、「子」が41.6%で最も多く、「配偶者」が30.4%、「子の配偶者」が17.8%です。

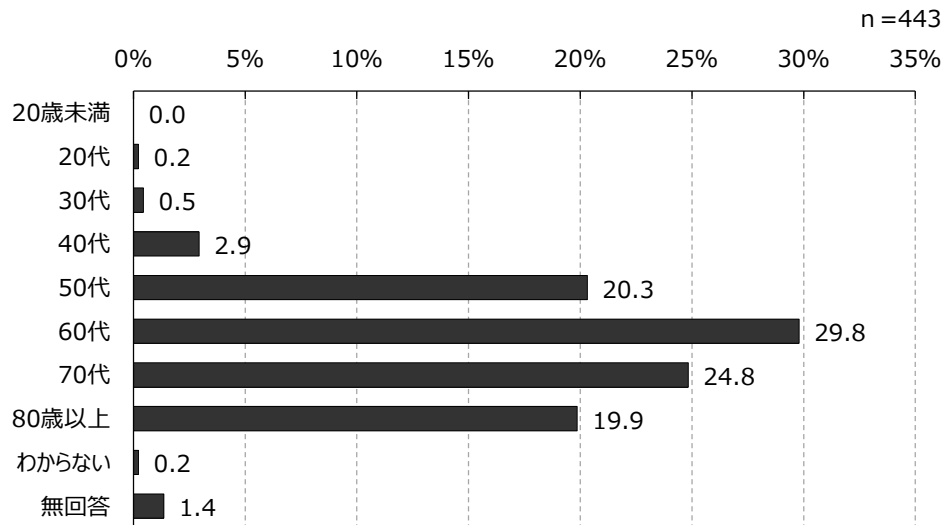
▼ 主な介護者の、本人との続柄





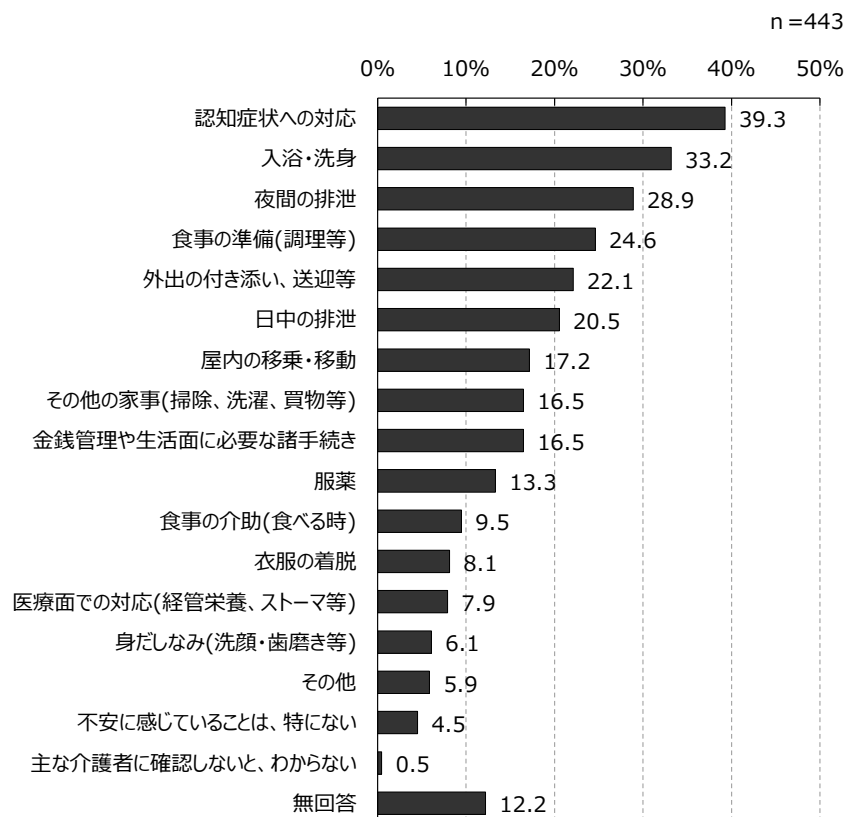
主な介護者の年齢は、「60代」が29.8%で最も多く、「70代」が24.8%、「50代」が20.3%、「80歳以上」が19.9%です。

▼ 主な介護者の年齢



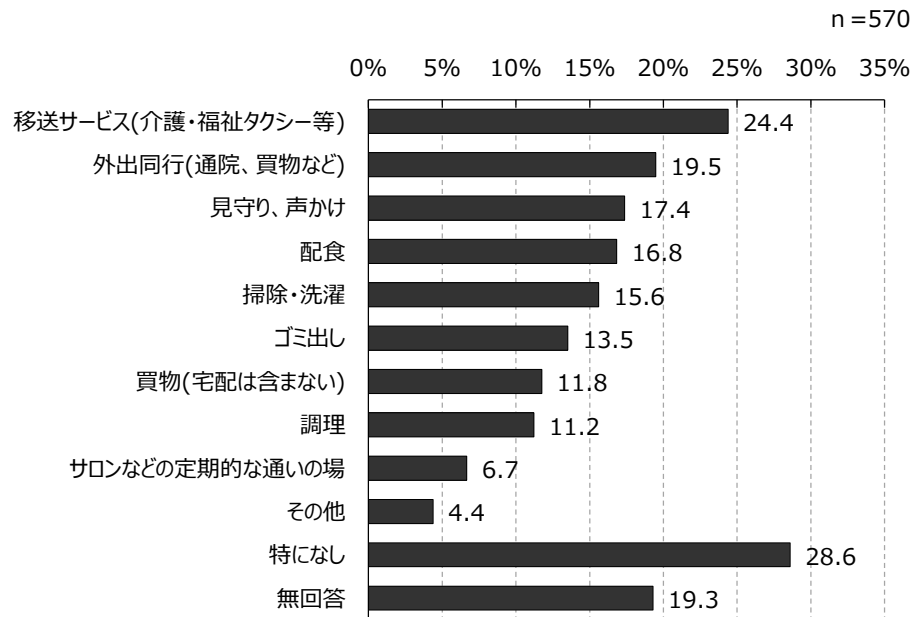
主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が39.3%と最も多く、「入浴・洗身」が33.2%、「夜間の排泄」が28.9%、「食事の準備(調理等)」が24.6%、「外出の付き添い、送迎等」が22.1%です。

▼ 主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が24.4%、「外出同行(通院、買物など)」が19.5%、「見守り、声かけ」が17.4%、「配食」が16.8%です。「特になし」が28.6%と最も多くなっています。

▼ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



在宅で介護を受ける人の重度化防止、介護者の負担軽減が継続的な課題

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「子」と「配偶者」が多く、「子の配偶者」が続いています。主な介護者の年齢は60代が最も多く、70代が続いています。介護を受けている人は85～89歳が最も多く、90～94歳が続いており、介護者が子の世代であっても老老介護の状況が多いことがうかがえます。

また、主な介護者が不安に感じる介護等では「認知症状の対応」が最も多くなっています。

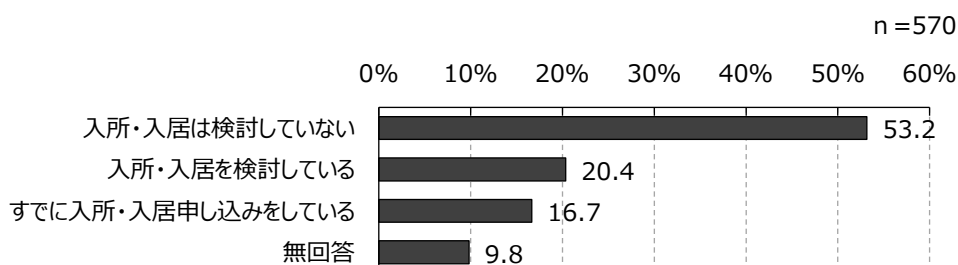
現在は在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「特になし」が最も多くなっていますが、介護を受けている人の状況変化、介護をしている家族の高齢化などにより必要な支援・サービスが生じてくる可能性は十分に考えられます。介護を受けている人の重度化防止とともに、介護者の負担軽減は引き続き重要な課題です。



②施設等への入所・入居の検討状況

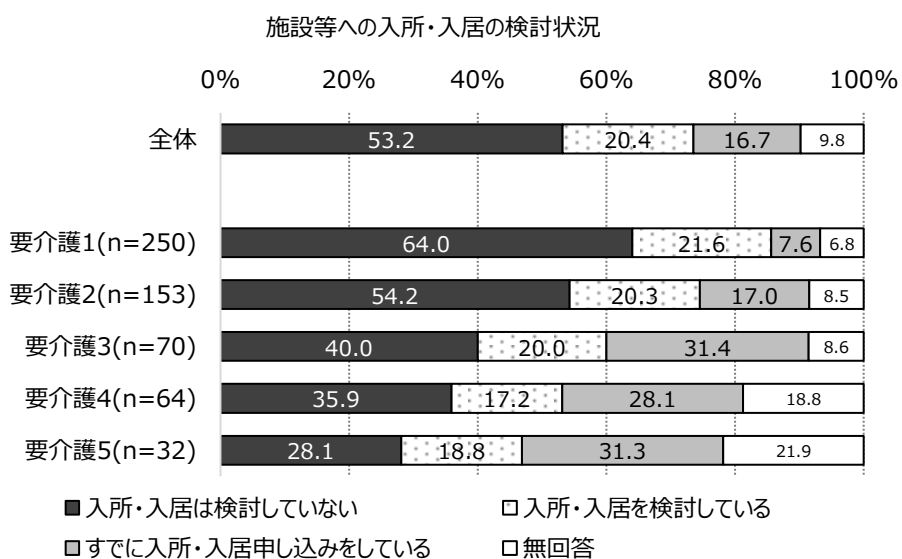
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況では、「入所・入居は検討していない」が 53.2%と最も多く、「入所・入居を検討している」が 20.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 16.7%です。

▼ 施設等への入所・入居の検討状況



施設等への入所・入居の検討状況では要介護度との相関がみられます。全体で割合が最も高い「入所・入居は検討していない」の割合は要介護度が上がるほど低くなり、「すでに入所・入居申し込みをしている」の割合は要介護度が上がるほど高くなっています。

▼ 施設等への入所・入居の検討状況×要介護度



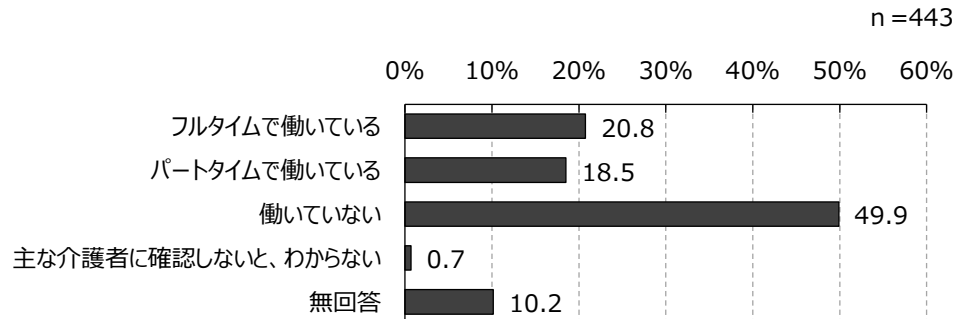
重度化防止は保険料抑制の側面でも重要

施設への入所・入居の検討や申し込みが、要介護3になることを境に増加することがわかります。要介護状態になったとしても、重度化を防止することは、できるだけ住み慣れた地域で暮らせるようにすることと併せて、介護保険料の抑制の側面からも重要です。

③介護者と就労

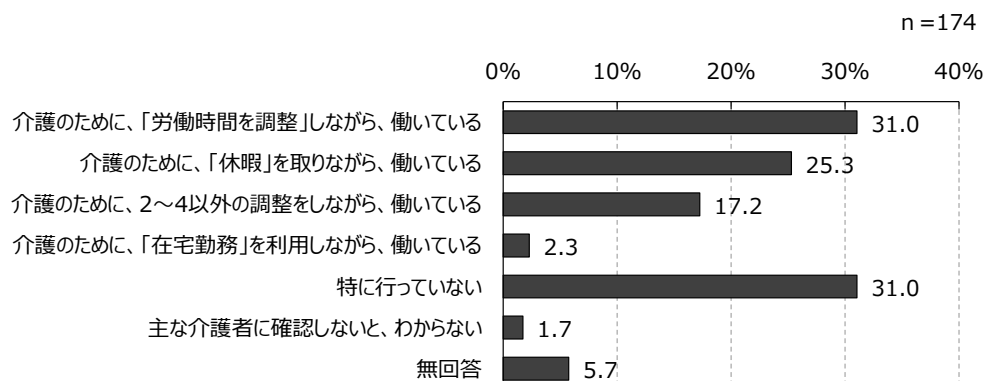
主な介護者の就労状況は、「働いていない」が 49.9%と最も多く、「フルタイムで働いている」が 20.8%、「パートタイムで働いている」が 18.5%です。

▼ 主な介護者の現在の勤務形態



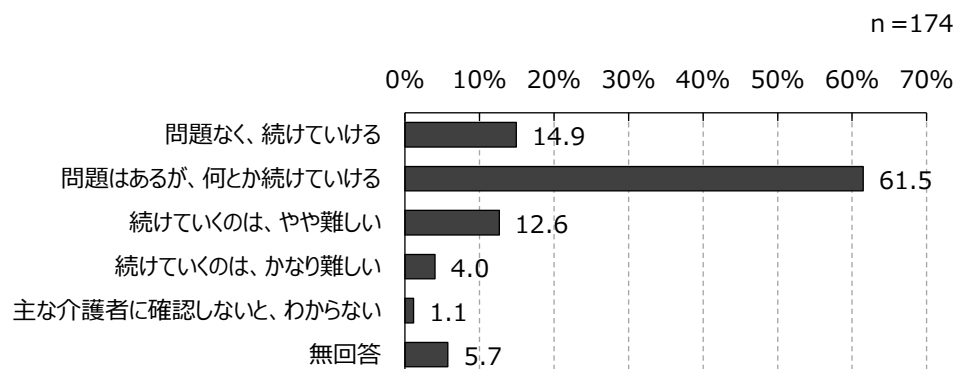
就労している主な介護者の、働き方の調整等は、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が 31.0%、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が 25.3%、「介護のために、2～4(労働時間の調整、休暇、在宅勤務)以外の調整をしながら、働いている」が 17.2%です。「特に行っていない」が 31.0%となっています。

▼ 就労している主な介護者の仕事の調整（複数回答）



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が 61.5%と最も多く、「問題なく、続けていける」が 14.9%、「続けていくのは、やや難しい」が 12.6%、「続けていくのは、かなり難しい」が 4.0%です。

▼ 今後も働きながら介護を続けていけそうか

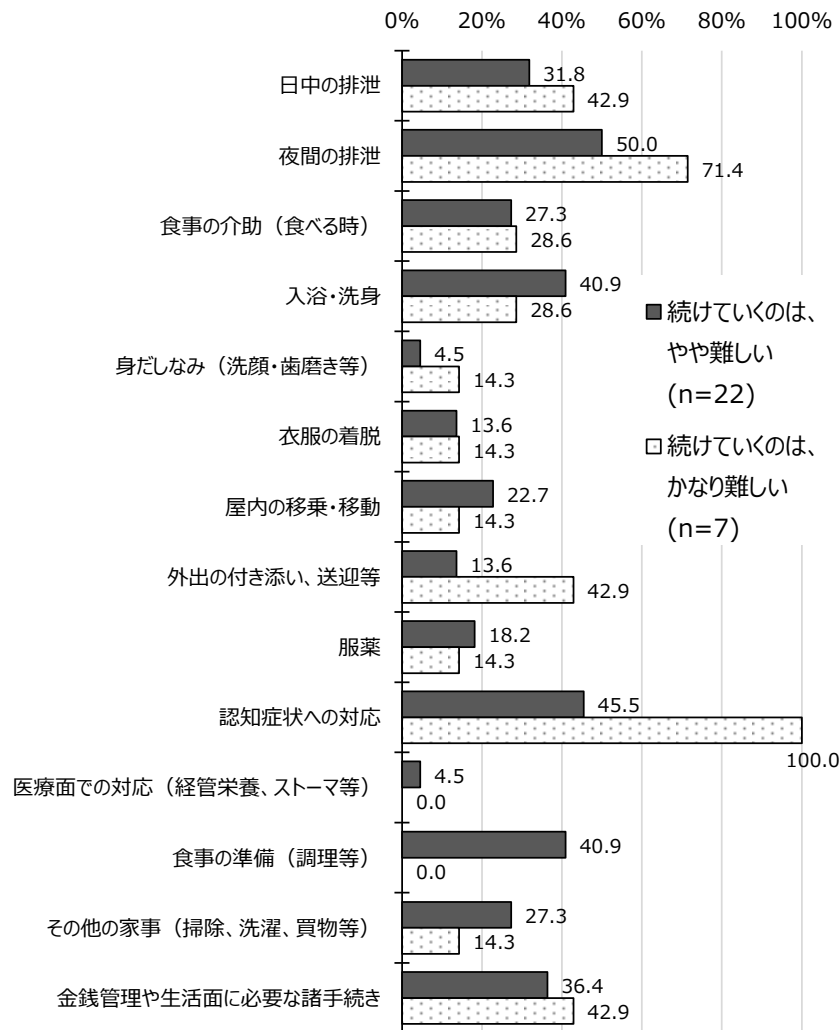




今後も働きながら介護を続けていけそうかで、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方に絞って、不安に感じる介護をみると、「日中の排泄」「夜間の排泄」「身だしなみ」「外出の付き添い、送迎等」「認知症への対応」などで、「やや難しい」と「かなり難しい」の差(後者が高い)が目立ちます。特に「認知症への対応」はその差が際立っており、就労継続における負担感の大きさがうかがえます。

▼ 今後の仕事と介護の両立が難しいと思う人×不安に感じる介護（複数回答）

今後の仕事と介護の両立が難しい人と思う介護者が不安に感じる介護



在宅介護継続には、調整をしやすい「働き方」環境と認知症に関する情報提供が大事

60代以上の介護者が多いものの、フルタイムないしパートタイムで就労している人が合わせて39.3%となっています。就労している介護者の多くが何らかの調整を行っており、調整のしやすい「働き方」や環境は今後一層重要性が増すと考えられます。

仕事と介護の両立では、「やや」「かなり」難しいとの回答が16.6%であり、かなり難しいと回答した介護者の全てが「認知症への対応」を不安に感じています。認知症への対応は、就労の有無に関わらず多くの介護者が不安に感じている介護です。それに続く「入浴・洗身」「夜間の排泄」「食事の準備」「外出の付き添い、送迎等」などは、何をすればよいかが明確であるのに対し、認知症に対しては「何をすればよい」「どう対応すべきか」自体がよくわからないといった背景があることも考えられます。家族介護者に対し、認知症への理解や対応方法などを伝えていく取組も重要です。

第3章 基本構想

1 基本理念

西条市では、高齢化の進行や近い将来に予測される後期高齢者の増加、要支援・要介護認定者数の増加、保険給付費の増加傾向など、高齢者を取り巻く状況が変化を続けています。また、高齢者の、介護予防のためのサービスを始めとする社会への参加促進や、増加している認知症高齢者、一人暮らし高齢者への支援など、様々な課題が見えてきています。

前計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきましたが、今後もその方向性を継承し、以下のような視点に立った施策展開が求められます。

高齢者が夢を持ち、自分らしさを発揮しながら、健康でいきいきと日々を過ごせるようにするためには、地域の様々な主体による協力のもと、高齢者自身が活力をもって社会参加を行うことが重要です。

高齢者がその尊厳を守られながら、地域で自立した生活を継続できるようにするためには、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた支援が重要です。

また、本計画でも引き続き深化・推進に取り組む「地域包括ケアシステム」の下地となるものは、共に支え合う地域社会、すなわち地域共生社会です。

前計画で掲げた基本理念「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」は、今後も求められる施策の方向性に合致していることから、本計画においても引き続き基本理念として継承していくこととします。

基本理念

1

活力ある高齢者像の構築

2

高齢者の尊厳の確保と自立支援

3

共に支え合う地域社会の形成



1

活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識をいかし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったと思える長寿社会の実現に努めます。

2

高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、いつまでも自分らしく、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

3

共に支え合う地域社会の形成

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスと介護保険外の保健・福祉サービスを連携させ、市民やボランティアなど多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

地域全体で高齢者やその家族を支える力を再構築することが求められることから、共に支え合い共に生きる「地域共生社会」を実現するべく、支援のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなどに努めます。

2 基本的政策目標

(1) 社会参加と生きがいづくり

西条市の高齢者が、この先も長く、自分らしく、地域で幸せに過ごしていくためには、高齢者自身が高齢期を余生として捉えるのではなく、第2の現役時代として前向きに捉え、いきいきと過ごすための様々な取組を実践していく必要があります。

地域における社会参加活動は、高齢者の生きがいにつながるだけでなく、介護予防などにも効果があると考えられます。高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術をもって地域社会を支える一員として捉える視点が大切です。

高齢者が持つ豊かな特性をいかした就労、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

また、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を啓発するとともに健康づくりを推進します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域の特性に応じて高齢者が身近な場所で健康づくりに参加ができ、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、疾病予防・重度化予防に取り組みます。

(2) 高齢者の自立支援

今後予想される一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズの高まりなどを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービス、居宅サービス、医療と介護の連携体制の充実に努めます。市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援に取り組めます。

また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めます。

一般介護予防事業として、全ての高齢者を対象に、状況把握や介護予防の普及啓発に資する教室の実施、地域住民グループへの支援などを市独自に行います。

認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実に努めるとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的計画策定、及び中核機関を整備し、権利擁護の強化を図っていきます。



(3) 高齢者福祉の推進

老人福祉法を根拠法とする高齢者福祉計画にあたるものとして、高齢者が地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者福祉の充実に努めます。

外出の支援や訪問理美容、緊急時に通報できる装置の貸与など、高齢者自身を支援する取組のほか、一人暮らし高齢者の安否確認を行う見守り推進員の設置、在宅で重度の要介護者を介護している家族への支援などを行います。

(4) 高齢者の住まいと安心・安全の確保

暮らしの基盤である住まいについて多様な施設サービスの提供に努めるとともに、高齢者が安心・安全につとめ、交流できる場の運営を行います。

また、近年の自然災害の頻発や新型コロナウイルスなど感染症の流行に対応する体制整備に努めます。

(5) 介護保険事業の推進

支援・介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて介護保険制度による事業を着実に実施します。サービスを安定的に、量及び質を確保しながら提供するためには、サービスを支える人材の確保や資質の向上が重要であり、県との連携を図りながらの人材確保の促進、各種団体・事業者等と連携を図りながらの担い手の資質向上に努めます。

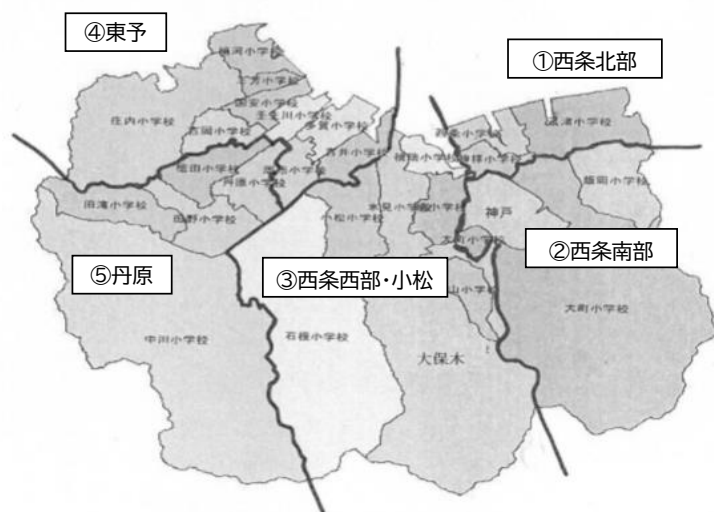
3 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本計画では、人口、サービス事業者の分布等も勘案して市内を以下の5区域に分け、日常生活圏域として設定することとします。

- ①西条北部(玉津・西条・神拝)
- ②西条南部(飯岡・大町・神戸・加茂・市之川)
- ③西条西部・小松(氷見・禎瑞・橘・大保木・小松地区全域)
- ④東予(東予地区全域)
- ⑤丹原(丹原地区全域)



(2) 各圏域の概要

圏域名	人 口	前期高齢者数	後期高齢者数	高齢化率
①西条北部	23,304	3,180	3,053	26.7%
②西条南部	28,063	3,828	4,187	28.6%
③西条西部・小松	15,476	2,598	3,184	37.4%
④東 予	29,790	4,825	5,483	34.6%
⑤丹 原	11,613	2,176	2,352	39.0%
合 計	108,246	16,607	18,259	32.2%

出典：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



4 施策の体系

基本理念	基本的政策目標	施策の展開
1 2 3 活力ある高齢者像の構築 共に支え合う地域社会の形成 高齢者の尊厳の確保と自立支援	社会参加と 生きがいきづくり	働く機会の充実 社会活動への参加促進 老人クラブ活動の充実 健康づくりの推進
	高齢者の自立支援	介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業
	高齢者福祉の推進	高齢者福祉サービス事業
	高齢者の住まいと安心・ 安全の確保	多様な施設サービスの提供 住宅施策との連携 緊急・災害時の安全確保体制の整備 感染症対策に係る体制整備
	介護保険事業の推進	第1号被保険者数の推計 居宅サービス 地域密着型サービス 施設サービス 第1号被保険者の介護保険料
	計画の推進と評価	将来の予測 計画の推進体制

第4章 社会参加と生きがいづくり

1 働く機会の充実

(1) シルバー人材センターへの支援

長寿介護課

■事業の概要■

- 定年退職後等における 60 歳以上の高齢者の就業ニーズが多様化する中、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、これを提供することにより、高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を支援するものです。
- 働く意欲のある高齢者が、その能力によって社会の担い手として生きがいを持って活動ができるよう、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付し、その活動の充実を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員数（人）	724	713	720	730	730	730
受託件数（件）（派遣含む）	4,978	5,054	4,455	4,500	4,500	4,500
契約金額（千円）（派遣含む）	344,129	350,139	341,870	342,000	342,000	342,000

■課題・実施の方針■

- 高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を引き続き積極的に支援するとともに、シルバー人材センターの機能強化に努めます。

2 社会活動への参加促進

(1) 高齢者タクシー利用助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 75 歳以上の在宅高齢者で、世帯に市民税が課税されていない者に対し、タクシーを利用する際に基本料金の助成が受けられる利用券を交付することにより、交通手段の確保と社会参加の促進を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数（人）	4,277	3,664	3,600	3,680	3,760	3,840
延交付枚数（枚）	45,355	39,049	38,160	39,000	39,800	40,700
延利用枚数（枚）	28,006	23,720	24,400	25,000	25,500	26,100

■課題・実施の方針■

- 高齢者の外出意欲を高め、外出機会の増加を図るため、低所得者へタクシー利用券を交付し、交通費の一部を助成します。

(2) 高齢者路線バス利用助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者が路線バスを利用する場合に、料金の一部を助成し、安価でのバスの利用を可能とすることで、高齢者の外出意欲を高め、生きがいづくり、健康づくり及び社会参加の促進に努めるものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数（人）	1,810	1,843	1,500	1,500	1,500	1,500
乗車券販売冊数（冊）	3,893	4,040	3,075	3,769	3,800	3,800

■課題・実施の方針■

- 満 75 歳以上の方にバスの利用者証を交付（西条市内の路線での利用に限る）。乗車券を事前に購入することにより、乗車料金の一部を助成します。
- 今後も継続し、高齢者の外出意欲を高め、生きがいづくり、健康づくり及び社会参加の促進に努めていきます。

(3) 公衆浴場無料開放事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 65 歳以上の高齢者及び障害者手帳等の所有者に対し、市内の浴場の協力を得て毎週水曜日を無料開放日とする利用券を交付することにより、高齢者の交流と生きがいづくりを図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数（人）	1,228	1,193	1,200	1,250	1,300	1,350
延交付枚数（枚）	40,851	40,341	40,800	42,500	44,200	45,900
延利用枚数（枚）	17,138	17,057	17,200	17,900	18,600	19,300

※65 歳以上の高齢者について掲載

■課題・実施の方針■

- 高齢者が心身の健康を保持し、かつ世代間の交流を図れるよう引き続き実施します。

(4) 敬老事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 毎年9月、長寿のお祝いと敬老の意を表して、市と連合婦人会、社会福祉協議会、自治会の共催による敬老会事業と長寿者への祝金品の支給事業（長寿者褒章事業、長寿祝金支給事業）を行ってきました。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿者褒章事業 敬老会案内者数（人）	19,100	19,400	18,671	19,300	19,300	19,300
長寿者褒章事業（人）	63	62	74	85	85	85
長寿者褒章事業 金婚夫婦（組）	113	111	147	145	145	145

■課題・実施の方針■

- 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者福祉に関する啓発を図っていきます。



3 老人クラブ活動の充実

(1) 老人クラブの育成支援

長寿介護課

■事業の概要■

- 健康・友愛・奉仕の取組を進める高齢者の自主的組織である老人クラブでは、地域においてその知識と経験をいかした様々な活動を行っています。本事業は、高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援するものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数（クラブ）	178	170	165	165	165	165
会員数（人）	7,212	6,758	6,276	6,590	6,904	7,218

■課題・実施の方針■

- 高齢者数の増加に反して、クラブ数、会員数は減少の一途を辿っています。引き続き、高齢者の関心や価値観の多様化に対応した魅力ある活動を支援し、多様な高齢者の集う場とするため、助言・指導を行います。

4 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

長寿介護課

■概要■

- 高齢者が健康で長生きするという「健康寿命」を延ばして、活動的な生活を目指すには、「自分の健康は自分で守る」という個人の意識の高揚と合わせ、地域や行政の支援体制の整備を進める必要があります。
- できるだけ多くの高齢者が元気でいられるようにするためには、“元気な高齢者”の活動を推進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識をいかし、地域社会へ積極的に参加する機会をつくることも必要です。

■課題・実施の方針■

- 今後も各種健（検）診や保健指導等の実施により、効果的に個別の健康維持や健康づくりを支援するとともに、「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」による施策と合わせ、市民が主体となった健康づくり活動が地域に広がり、発展するように支援していきます。

第5章 高齢者の自立支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。

①訪問型サービス

包括支援課

■事業の概要■

- 訪問型サービス(従前の介護予防訪問介護に相当するサービス)と、訪問型サービス A(緩和した基準によるサービス)を実施しています。
- 訪問型サービスは、訪問介護職員が居宅を訪問し、利用者のための身体介護(排泄・入浴介助等)、生活支援(掃除・洗濯・調理等)を行います。
- 訪問型サービスAは、入浴介助等の身体介護は行わず、家事援助などの生活援助を実施するもので、生活援助のみを希望する方、状態が安定している方、介護の専門職以外でも対応可能な方などを対象としています。訪問介護職員等が居宅を訪問し、利用者のための生活支援(掃除・洗濯・調理等)を行います。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス 利用者数(人/月)	506	434	500	520	540	560
訪問型サービスA 利用者数(人/月)	17	15	5	10	20	30

■課題・実施の方針■

- 適切なケアマネジメントにより、必要な方が訪問型サービスや訪問型サービス A の利用につながるように支援していくことが必要です。また、訪問型サービス A については、市が定める従事者研修を受講することとなりますが、訪問型サービス A の利用促進や指定事業所の拡充等が課題です。



②通所型サービス

包括支援課

■事業の概要■

- 通所型サービス(従前の介護予防通所介護に相当するサービス)と、通所型サービスC(短期集中予防サービス)があります。
- 通所型サービスCは、市の直営による独自事業「スマイルサポート教室」で、短期集中的に専門職が運動・栄養・口腔面のケアを行うことで、生活機能及び身体機能の向上を図るものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス	利用者数（人／月）					
	694	649	700	730	760	790
スマイルサポート教室	参加者数（実人数）					
	24	18	20	25	25	25

■課題・実施の方針■

- スマイルサポート教室については、3～6 か月での卒業を目指し、地域で自立して介護予防に取り組むことができるように今後も支援していきます。サービス終了後には一般介護予防事業等への参加や、生活支援コーディネーターと連携し公民館等身近な場所での通いの場へつなぎ、介護予防に取り組めるような仕組みを作っていきます。

③その他の生活支援サービス（配食サービス）

包括支援課

■事業の概要■

- 要支援認定者等に対し、栄養改善と見守りを目的に配食を実施するものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援サービス事業（配食）	利用者数（人）					
	649	609	643	660	680	700

■課題・実施の方針■

- 一人暮らしの高齢者などによる今後の需要増加を見込み、継続して栄養のバランスに配慮した弁当を定期的に配達し、併せて安否確認を行います。

④介護予防ケアマネジメント

包括支援課

■事業の概要■

- 要支援認定者等からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、一人ひとりの心身の状況や環境に応じた適切なサービスが包括的かつ適切に提供されるようケアマネジメントを行うものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン作成件数（地域包括支援センター）（件）	277	272	270	280	290	300
ケアプラン作成件数（委託先居宅介護支援事業所）（件）	375	341	340	350	360	370

■課題・実施の方針■

- 地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所により、今後も継続して実施します。
- ケアマネジャー等に対する研修会の開催や主任ケアマネジャーが主体となって開催するケアプラン点検等の研修において、自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成指導等を行い効果的なケアマネジメントに向けた支援を行います。



(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から、65 歳以上のすべての高齢者とその支援のための活動に携わる方を対象に、要介護状態とならないこと、状態の改善、自立に向けた支援を行うものです。

①介護予防把握事業

包括支援課

■事業の概要■

- 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方の状況を把握し、介護予防活動へとつなげていくものです。令和 2 年度からは認知機能を把握するための脳いきいきチェックを実施しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳いきいきチェック実施件数（件）	-	-	500	500	500	500

■課題・実施の方針■

- 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへの委託により今後も継続して実施します。
- 認知機能や生活習慣を把握し、早期に介護予防活動につなげるため、脳いきいきチェックを継続して実施します。

②介護予防普及啓発事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防教室、健康教育、健康相談、認知症サポーター養成講座の開催と併せて、パンフレットの配布等介護予防の普及・啓発を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 地域の高齢者やその家族及び関係機関に対して、各種事業の周知に努め、在宅福祉サービス、生きがい活動事業、介護予防事業の推進及び普及啓発を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 「いきいき百歳体操教室」は、地域の集会所や公民館で実施し、教室終了後も自主グループとして活動しています。参加者の「身体が軽くなった」「しっかり歩けるようになった」等の声があり、体力測定の結果からも一定の効果が出ていると考えられます。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき百歳体操教室数（か所）	48	52	57	59	61	63
いきいき百歳体操教室 参加者数（人）	1,950	1,769	1,710	1,800	1,800	1,800

■課題・実施の方針■

- 教室が高齢者の交流の場となっており、閉じこもり予防にもつながっていることから、今後も継続して実施します。

④介護予防教室開催事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防の普及啓発に資する運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等を開催します。地域の依頼に応じた講座（出前講座）を実施し、介護予防に取り組むきっかけづくりを進めていきます。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座 回数（回）	21	21	31	35	37	40
出前講座 参加者数（人）	380	399	463	525	555	600

■課題・実施の方針■

- 各介護予防教室は、地域の高齢者にとっては身近な場所で気軽に参加できる教室であることから、地域で活躍する医師や歯科医師、栄養士、理学療法士等と連携し、介護予防に取り組めます。



⑤地域住民グループ支援事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消や介護予防に役立てる活動を行う地域住民による自主グループ活動を育成し支援を行っていきます。
- グループ数を増やすことにより、高齢者が交流できる場を確保し、閉じこもり予防、認知症予防等の介護予防へ結びつけます。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ数（グループ）	66	67	67	74	75	76
延活動回数（回）	622	612	604	740	750	760
延参加者数（人）	18,902	19,434	12,300	19,000	19,500	20,000

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、より多くのグループが活動を行えるよう支援します。

⑥一般介護予防事業評価事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の評価・検証を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 今後も、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

⑦地域リハビリテーション活動支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職等が関わり、地域の介護予防の取組を支援するものです。

■課題・実施の方針■

- 地域における介護予防の取り組みを機能強化するためにリハビリテーション専門職等の関与の促進に努めます。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談事業

包括支援課

■事業の概要■

- 支援が必要な高齢者とその家族の様々な相談に対し、関係機関と連絡を取りながら必要に応じたサービスや情報の提供を行うものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	1,081	1,075	1,400	1,500	1,600	1,700
3職種の配置を満たしている地域包括支援センターの数(か所)	1	1	1	4	5	5

■課題・実施の方針■

- 高齢化の進展に伴い、複雑、多様化する相談の増加に対応できる体制の強化が課題です。日常生活圏域(5圏域)に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な場所で高齢者の日常生活を支援する体制を整えます。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を必要数配置し、保健・医療・福祉サービス等、関係機関と連携して地域におけるネットワークを拡充することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を続けられるよう支援します。
- 令和3年4月から、3圏域(西条北部圏域、西条南部圏域、東予圏域)において、民間事業者に委託して地域包括支援センターを開設し、住民サービスの向上を図ります。順次、日常生活圏域(5圏域)に地域包括支援センターを開設する計画としています。

(2) 権利擁護事業

包括支援課

■事業の概要■

- 虐待を受けたり、悪質商法の被害に遭うなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が関係機関と連携し権利を擁護するための支援を行っていきます。

■課題・実施の方針■

- 高齢者虐待の発見及び対応力の強化、実態把握等に努めるため、関係者等への広報、研修に取り組み、市ホームページの高齢者虐待等に関する内容を充実させるなど、地域において高齢者が安心して生活ができるよう関係機関と連携して権利擁護のための支援を行います。



(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員への支援や、保健・医療・福祉サービス等の関係機関とのネットワークづくりを行うものです。個々における関係機関との連絡調整に加え、ネットワークの仕組みを充実させていく必要があります。

①地域包括支援センター運営協議会

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センターの適性な運営及び公平性、中立性を確保するために協議会を設置しています。

■課題・実施の方針■

- 現在、年 2 回程度の協議会を開催しています。今後も継続して開催します。

②介護支援専門員連絡会

包括支援課

■事業の概要■

- 介護支援専門員の資質・職業倫理の向上、及び介護保険に関する知識・技術等の向上のための研修や各職種間の連携・情報交換を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 今後も研修や多職種連携、及び情報交換の場として継続して開催します。

(4) 地域ケア会議の充実

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センター・在宅介護支援センターが行う地域の強化型・困難事例の解決力強化型の個別地域ケア会議、地域包括支援センターが行う自立支援・介護予防の観点を踏まえて多職種で行う介護予防のための地域ケア個別会議があります。
- 圏域地域ケア会議はそこで抽出された地域の課題を介護保険・福祉・保健・医療等の各種サービスと地域における多様な社会資源等の課題の側面から、支援体制の調整や新たなサービスの構築に向けて検討を行うものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別地域ケア会議の開催件数（件）	18	18	18	18	18	18
介護予防のための地域ケア個別会議の開催件数（件）	—	3	12	12	12	12
圏域地域ケア会議の開催件数（件）	1	0	1	5	5	5

■課題・実施の方針■

- 地域包括支援センター・在宅介護支援センターが行う個別地域ケア会議は随時開催し、圏域地域ケア会議は圏域ごとに年1回以上開催していきます。
- 介護保険法の理念である高齢者の自立支援と介護予防の堅持が必要とされ、具体的な取り組みとして、多職種による介護予防のための地域ケア個別会議の定例開催を実践していきます。
- 介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。



(5) 在宅医療・介護連携の推進

包括支援課

■事業の概要■

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行う体制を整えます。

■課題・実施の方針■

- 在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携のもと、下記の取組を行います。

- **在宅医療・介護連携推進協議会の開催**

在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指して協議を行います。

医療・介護専門職が在宅療養に積極的に取り組むことができ、連携を深めていけるよう、課題や対応策・目標を検討し、PDCA サイクルによる継続した取り組みを行います。

- **西条市医療機関・介護サービス事業所情報ナビの利活用促進**

地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を、地図や近い場所、サービス内容、困りごと等さまざまな角度から検索できる情報システムの、市民の利活用を促進します。

- **在宅緩和ケア推進事業の実施・講演会の実施**

在宅での看取りや認知症への対応を視野に、在宅緩和ケアを拡充し、在宅医療の提供を充実を図ります。また、地域の医療機関・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置します。

- **在宅歯科医療の普及・啓発**

在宅で医療や介護を受けている要介護高齢者が、口からおいしく食べることを続けられるために、通院困難者に対する在宅歯科診療・口腔ケアの充実を図ります。また、口腔機能、摂食・嚥下機能が保たれ、口腔状態の改善により誤嚥性肺炎が減少するよう、口腔ケアの技術向上のための研修を行います。

（６）認知症総合支援事業

国の推計では、65 歳以上の高齢者の認知症患者数は、令和 7(2025)年には約 700 万人(約 5 人に 1 人)、令和 22(2040)年には約 950 万人(約 4 人に 1 人)になると見込まれています⁶。今後、本市でも認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

本事業は、専門職からなる早期診断・対応のための支援チームや、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)の確立、認知症の方やその家族を地域や職場で支えるサポーターの養成など、認知症の高齢者を早くから支援することに加え、認知症に対する正しい理解、早期発見・早期対応につながるような取組を進めるものです。

①認知症初期集中支援チーム

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターにおいて、認知症サポート医と専門知識を持つ保健師、社会福祉士、介護福祉士等で構成された支援チームが、認知症の方(疑いのある方)やそのご家族を訪問し相談に応じるものです。
- 病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム実施件数(件)						
	6	6	11	14	17	20

■課題・実施の方針■

- 対象は自宅等で生活している 40 歳以上の方で受診や介護サービスにつながらない認知症の疑いのある方です。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターが、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していく必要があります。

6 平成29年版高齢社会白書（内閣府）での認知症患者数と有病率の将来推計によるものです。



②認知症地域支援推進員活動

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症の方とその家族を支援する地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図ります。認知症ケアパスの作成・普及、認知症お困りダイアル、認知症カフェ等を実施しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェの活動を行う団体数（補助制度対象）（団体）	0	0	0	2	3	4

■課題・実施の方針■

- 認知症ケアパス「西条市認知症あんしんガイドブック」は、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示すものです。
- 早期からの適切な診断や対応、認知症の人やその家族への支援を、包括的・継続的に実施できる体制の構築を進めており、今後も市民や医療・介護関係者等への普及を図ります。
- 認知症カフェの活動を行う団体に対して、補助制度を設けており、認知症の方やその家族が気軽に利用できる認知症カフェの設置運営の支援を行っていきます。

③認知症サポーター養成講座

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の人にも認知症についての正しい知識を普及啓発する必要があります。本事業は、地域や職場において、認知症の人と家族を支える理解者（応援者）としての認知症サポーターを養成するものです。
- 認知症サポーターが様々な場面で実践者として活躍できるよう上級講座（ステップアップ講座）も開催しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座 回数（回）	18	41	15	25	30	35
認知症サポーター養成講座 参加者（人）	558	999	400	1,200	1,300	1,400

■課題・実施の方針■

- 講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトへの支援を続けるとともに、講座への参加者を増やすよう、引き続き周知を図っていきます。
- また、認知症サポーターを実際の支援活動につなげることを目的とするステップアップ講座に力を入れ、西条市チームオレンジの構築を目指します。

④徘徊高齢者見守りネットワーク事業「認知症みまもりねっと」

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症等により徘徊の心配のある方の情報を事前に登録していただき、行方不明になった場合に「西条市安全・安心情報お届けメール配信システム」により、家族や警察だけでなく地域の皆さんで協力して行方不明者の早期発見・保護につなげるものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症みまもりねっと	新規登録数（件）					
	24	31	35	40	50	60

■課題・実施の方針■

- 認知症の方の家族の安心につながるよう、「認知症みまもりねっと」の登録件数を増やす取組を進めます。また、より多くの市民や関係機関に安全・安心情報お届けメールへの登録を促すことで、情報共有の推進を図り、地域の見守りネットワークを構築していきます。
- 令和3年度からは、若い世代(小学生～)の認知症理解に力を入れ、地域で暮らす幅広い年代の見守り意識の向上を目指します。



(7) 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業です。

地域において多様な主体の活動を支援することが求められており、生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置や、地域の状況を把握し課題解決を図るため、幅広い領域の参加者からなる協議体を設置しています。

①生活支援コーディネーターの設置

包括支援課

■事業の概要■

- ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置するものです。
- 令和 3 年度から地域包括支援センターの運営の一部を民間事業者に委託することに伴い、第 1 層生活支援コーディネーターを市に配置し、第 2 層生活支援コーディネーターを各日常生活圏域の地域包括支援センターと市に配置します。担い手の養成として平成 29 年度から「高齢者生活支援サポーター養成講座」を毎年開催しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター 配置数(人)	4	6	4	6	6	6
高齢者生活支援サポーター養成講座(回)	4	4	8	8	8	8

■課題・実施の方針■

- 西条市においては、地域自治と協働のまちづくりを推進しており、他課とも連携しながら高齢者の生活支援体制整備を進めていきます。
- 生活支援コーディネーターが把握した課題を整理した結果、移動支援や買い物支援に対するニーズが高いことが分かりました。引き続き地域住民の生活支援ニーズを把握し、地域資源の開発につなげていきます。

②生活支援体制整備協議体の設置

包括支援課

■事業の概要■

- 生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な主体が参画し、情報共有及び連携・協働を図るためのネットワークとして定期的に協議体を開催し協議を行うものです。
- 市全体の課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体があります。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層	協議体開催数（回）					
	2	2	2	2	2	2
第2層	協議体設置数					
	3	7	6	9	12	15

■課題・実施の方針■

- 西条市では、「西条市地域包括支援センター運営協議会」を市全体の課題を扱う第1層協議体と位置づけて開催しています。また、課題に対して具体的な話し合いを行う第1層協議体作業部会も設定しています。
- 引き続き、第2層協議体を順次実施しながら、庁内関係課、関係機関が連携し地域づくりに資する事業と人材を効果的に連動させ支え合いの地域づくりを推進します。

3 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

愛媛県が策定する介護給付適正化計画に基づき、介護(予防)給付について、受給者の適正な認定、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図っていくものです。

西条市では、市の実情に合わせて、ケアプランチェック、要介護認定の適正化、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知に力を入れて取り組みます。

なお、第8期からの調整交付金の算定にあたっては、本事業の取組状況が勘案されることとなっています。

① ケアプランチェック

長寿介護課

■事業の概要■

- 「利用者にとって意味のある生活向上のケアプランとなっているか(自立支援)」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証します。この過程を通して、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質の向上を図ることをねらいとし、様々な取り組みをしていきます。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランチェック件数(件)	300	300	300	200	200	200

■課題・実施の方針■

- 市職員と主任ケアマネジャーや経験豊かなケアマネジャーの協力(ケアプラン適正化協力ケアマネジャー)のもと、複数者による点検と双方向でのヒアリングを実施します。
- ヒアリング等を通して得られた気づきをもとに、紙面による情報発信(適正化情報)や研修を実施します。
- サービス事業所の实地指導に同行し、ケアプランと個別計画書との連動を検証していきます。
- 日頃のケアマネジメント全体の振り返りを事業所訪問にて実施します。

②要介護認定の適正化

長寿介護課

■事業の概要■

- 全ての認定調査について、定義に基づいているかなど調査項目の内容を点検し、チェック項目や記載内容に不備等がある場合には、必要に応じて修正や調査員に対する指導を行います。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化						
	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

■課題・実施の方針■

- 要介護認定の適正化のために、認定調査員・介護認定審査会委員の研修や委託認定調査について、数回に1回は市職員による直接調査なども実施します。

③医療情報との突合・縦覧点検

長寿介護課

■事業の概要■

- 国民健康保険団体連合会への委託により、医療情報との突合を行います。また複数月にまたがる支払い内容について縦覧点検データの参照を行います。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合（回）						
	12	12	12	12	12	12

■課題・実施の方針■

- 今後も不適切な給付がないか等の点検を継続し、介護給付の適正化を図ります。

④介護給付費通知

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額及び利用者負担額を通知します。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知（件/回）						
	6,334	6,658	7,001	7,361	7,740	8,138

■課題・実施の方針■

- 今後とはがきによる通知を実施し、適切なサービス利用意識の醸成を図るとともに、過誤請求等の防止・抑止につなげます。



(2) 家族介護支援事業

①介護家族教室開催事業

包括支援課

■事業の概要■

- 家族を介護している介護者に、介護方法・介護予防・介護者の健康づくり等についての正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図るために、地域包括支援センター・在宅介護支援センターにおいて開催します。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室開催回数（回）	18	14	18	18	18	18
参加者数（人）	394	336	340	350	370	390

■課題・実施の方針■

- 在宅で生活する慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加により、その対応が重要となってきたため、内容の検討や充実に努め、在宅福祉の向上を図ります。

(3) 徘徊高齢者位置検索サービス

長寿介護課

■事業の概要■

- 位置検索システムを利用することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立て、認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	13	12	11	15	15	15

■課題・実施の方針■

- 利用件数は多くありませんが、認知症高齢者の増加傾向から、今後の利用者増加を見込んでいます。引き続き事業の周知を図っていきます。

(4) 介護用品支給事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護保険制度で要介護 4～5と認定された在宅の 65 歳以上の方で常時おむつ等を必要とする市民税非課税の方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給することにより衛生的で快適な生活環境を提供し、介護者の負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者延件数（件）	17,508	17,459	18,000	3,150	3,465	3,800

■課題・実施の方針■

- 国からの支給要件を変更する旨の通知に伴い、令和 3 年度から要介護 1～3 の方は支給対象外となりますが、要介護 4～5 の方に対しては、介護者の負担軽減の観点から引き続き事業を継続します。

(5) 食の自立支援事業（配食サービス事業）

長寿介護課

■事業の概要■

- 買物や調理が困難な 65 歳以上の一人暮らし等で、見守りが必要な方に対して、栄養のバランスに配慮した弁当を定期的に配達し、併せて安否確認を行っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	786	914	1,140	1,200	1,300	1,400
配食数（食）	20,871	25,987	33,000	33,500	34,000	34,500

■課題・実施の方針■

- 一人暮らし高齢者の増加などによる今後の需要増加を見込み、引き続き安否の確認を兼ねた配食サービスを実施します。

(6) 介護サービス相談員派遣事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護サービス相談員を居宅介護事業所及び介護保険施設等に派遣し、介護サービスの質の向上や利用者の不安・不満又は疑問の解消を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事務所数（か所）	60	60	60	60	60	60
介護サービス相談員数（人）	31	29	29	35	35	35

■課題・実施の方針■

- 介護保険サービスの質の向上を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することを目的として、今後も実施します。介護サービス相談員の担い手の確保が課題となっています。

(7) 成年後見制度利用支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症等で判断能力が十分でない高齢者の選択（意思決定）が尊重されるとともに、不利益を被ったり、消費者被害に遭わないよう、本人の権利と財産を守るための制度である成年後見制度の利用を支援します。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数（件）	14	20	25	25	25	25

■課題・実施の方針■

- 今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度等の利用の必要性が高まっていくと考えられます。これまでの財産保全の観点のみが重視されるのではなく、本人に寄り添った意思決定支援、個々に必要な制度運用が求められています。
- 市ホームページへの掲載等により成年後見制度の周知を図るとともに、権利擁護支援が必要な状態にありながら支援を受けていない方の発見・支援に努め、適切に必要な支援に繋げる高齢者の権利擁護支援に関するネットワークを構築し、高齢者の財産・身上保護の充実を図る取組を推進していきます。
- 国の「成年後見制度利用推進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市において成年後見制度利用促進基本計画の策定、及び地域における連携・対応強化を推進していく役割を担う中核機関の設置に向けた取り組みを進めます。

第6章 高齢者福祉の推進

1 高齢者福祉サービス事業

(1) 在宅寝たきり高齢者介護手当支給事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護保険制度で要介護4又は5と認定された方を在宅で常時介護している家族の方に対して、介護手当を支給することにより、介護者の負担の軽減を図るものです。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	354	289	290	310	330	350

■課題・実施の方針■

- 介護者・被介護者ともに市民税非課税世帯の介護者の方へ、介護手当を支給します。

(2) 外出支援事業

①外出支援事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 65 歳以上の車いす利用者又は寝たきりで一般の交通機関の利用が困難な方に対して、移送用車両（福祉タクシー）の利用券を交付することにより、高齢者の通院支援と家族の負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数（人）	386	220	230	240	250	260
利用延回数（回）	2,999	1,713	1,900	2,100	2,200	2,300

■課題・実施の方針■

- 利用が減少の傾向にはありますが、高齢者の外出を支援する取組として今後も継続します。
- 非課税世帯の方が対象となります（令和元年度より）。



②シルバーカー購入費助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 足腰の衰え等がある方に、歩行の補助として使うシルバーカー（歩行補助車）を購入する費用の一部を助成しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数（人）	188	106	110	120	120	120

■課題・実施の方針■

- 高齢者の外出を支援する取組として今後も継続します。

（3）軽度生活支援事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活を可能にし、要介護状態への進行を予防しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数（人）	458	419	420	440	450	460
利用延時間（時間）	10,897	10,630	10,600	11,000	11,500	12,000

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続と、要介護状態への進行予防を図っていきます。

(4) 訪問理美容サービス事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 在宅で心身の障害等により、自ら理美容院を利用することが困難な高齢者に対し、理容師又は美容師が高齢者宅を訪問し、理美容のサービスの提供を行うことにより衛生的な在宅生活の支援をしています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数(人)	93	80	95	100	105	110
利用延回数(回)	130	125	135	145	150	160

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、理美容のサービスの提供で衛生的な在宅生活の支援をしていきます。

(5) 高齢者ネットワーク事業(見守り推進員)

長寿介護課

■事業の概要■

- 一人暮らし高齢者や健康に何らかの不安がある虚弱高齢者等の安否確認を行うため、地域ごとに見守り推進員を設置し、民生委員等との連携により地域支援体制の確立を図っています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り推進員数(人)	223	221	219	220	220	220
対象高齢者数(人)	1,328	1,304	1,265	1,300	1,315	1,330
延訪問日数(日)	63,744	62,592	60,720	62,400	63,120	63,840

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、一人暮らし高齢者の安否確認を行いながら、民生委員等との連携による地域支援体制づくりを推進します。



(6) 緊急通報装置設置事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 心臓病等により健康上不安がある一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援しています。

指標	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置 設置台数(台)	63	28	24	27	30	33

■課題・実施の方針■

- 利用状況は伸びを示していませんが、今後も継続し、緊急通報の受信体制の見直しや機器管理を徹底し需要に応じた体制を整備していきます。

第7章 高齢者の住まいと安心・安全の確保

1 多様な施設サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。独立して生活するには不安がある高齢者が入居できる施設整備等について検討し、多様な施設サービスの提供に努めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの確保について、県と連携して取り組みます。

また、高齢者が安心・安全に利用できる、つどい・交流の場を運営します。

(1) 住まい

① 養護老人ホーム

長寿介護課

■事業の概要■

- 身体や精神、環境上の理由や経済的理由等、多様な事情により自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
明水荘 入所定員（人）	50	50	50
明水荘 延入所者数（人）	611	603	610
石燧園 入所定員（人）	70	70	70
石燧園 延入所者数（人）	848	844	848

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状の整備数を維持し必要に応じて、入所措置を行います。



②ケアハウス

長寿介護課

■事業の概要■

- 一人暮らしが困難で生活支援を要する高齢者等が居住できる施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
南山荘 入所定員（人）	30	30	30
南山荘 延入所者数（人）	300	312	312
水の里 入所定員（人）	29	29	29
水の里 延入所者数（人）	348	348	348
福寿 入所定員（人）	30	30	30
福寿 延入所者数（人）	360	360	360
鶴翠苑 入所定員（人）	30	30	30
鶴翠苑 延入所者数（人）	360	360	360
ひだまり 入所定員（人）	20	20	20
ひだまり 延入所者数（人）	216	240	228
整備状況（か所）			
	5	5	5
入所者数合計（人）			
	132	135	133

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状の整備数を維持します。

③支援ハウス（丹原高齢者生活福祉センター）

長寿介護課

■事業の概要■

- 一人暮らし又は夫婦のみの世帯の方及び家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が居住できる施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
丹原高齢者生活福祉センター 入所定員（人）	12	12	12
丹原高齢者生活福祉センター 延入所者数（人）	131	118	117
整備状況（か所）	1	1	1
入所者数合計（人）	10	10	9

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状で継続し、自宅で生活することに不安のある一人暮らしや夫婦のみの世帯の方に、住居を提供し、安心して生活を送れるよう支援します。

（2）つどい・交流の場

①創作の家

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者の持つ豊富な知識と経験をいかし、民芸品等の発掘と伝承活動を行うとともに、市民の創造意欲を高め、その生活を豊かなものとするを目的とした施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備状況（か所）	1	1	1
延利用者数（人）	4,892	4,247	3,727

■課題・実施の方針■

- 利用は定着していますが、築39年経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。



②地域交流センター

長寿介護課

■事業の概要■

- 健康の保持及び増進、教養講座、レクリエーションなど、市民の様々な交流を通じて、豊かな地域づくりを推進することを目的とした施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備状況（か所）			
	4	4	4
西条東部 延利用者数（人）	14,217	15,884	14,967
西条西部 延利用者数（人）	23,619	14,807	12,209
東予南 延利用者数（人）	46,629	50,474	46,755
東予北 延利用者数（人）	46,596	45,839	37,886

■課題・実施の方針■

- 利用は定着していますが、施設の老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。

③小松生きがいデイサービスセンター

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者の生きがい増進を目的に平成 12 年に設置され、高齢者の生きがいデイサービス事業を実施しています。平成 18 年4月から社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備状況（か所）			
	1	1	1
延利用者数（人）	1,054	1,164	1,178

■課題・実施の方針■

- 高齢者の生きがい増進のため、今後も継続します。

④屋内ゲートボール場すぱーく東予

長寿介護課

■事業の概要■

- ゲートボールやクロッケー、グラウンドゴルフ、テニスをはじめ様々なイベントが可能なコミュニティ施設です。

状況	実施状況		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用者数（人）	整備状況（か所）		
	1	1	1
	2,846	3,262	2,698

■課題・実施の方針■

- 施設老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。



2 住宅施策との連携

現在は健康でも、将来の生活に不安がある一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯には、「サービス付き高齢者向け住宅」への入居という選択肢があります。高齢者居住安定法に基づく、バリアフリー仕様や緊急時の対応体制を備え、都道府県に登録された高齢者向けの賃貸住宅です。

指定を受けた住宅は特定施設として特定施設入居者生活介護の給付を受けることができます。住所地特例の対象であり、市外の住宅であってもその設置状況などについては、愛媛県住宅部局及び保健福祉部局との適切な連携を図ることにより制度の適切な運用を行います。

サービス付き高齢者向け住宅のほか、有料老人ホームについても、高齢者の住まいの確保と、特定施設入居者生活介護も含めた本市の介護基盤整備の一環として、広域的な観点から県と本市の情報連携の強化を図ることが重要です。

3 緊急・災害時の安全確保体制の整備

近年、我が国では、観測史を塗り替えるほどの台風や地球温暖化の影響も指摘される集中豪雨などの自然災害に見舞われる事態が頻発し、本市においても日頃からの災害への心構えが必要な状況となっています。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、また、隣近所との付き合いや地域への関心が低下している中で、地震や台風などの災害時における高齢者等の安全を確保するためには、日ごろから近隣住民の目配りなど、地域住民による見守り活動が重要な役割を果たすこととなり、地域住民による自主的な災害対応体制の整備が求められます。

そのため、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、地域における防災力を高めるため、迅速な情報伝達や円滑な避難活動ができるように、防災関係機関や地域との連携を図りながら、緊急時の支援体制を整備します。

4 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症の流行など、日常生活の中でも、これまでに経験のなかった対応が求められる事態については、状況に応じた適切な対策が必要となります。

感染症への対応については、各事業所の感染予防対策に対する知識を深めるための説明会等の支援を検討します。また、感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。

第8章 介護保険事業の推進

高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、要介護等認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続きなどについて、広報紙、ホームページ、パンフレット、出前講座や各種研修会への講師派遣などにより市民啓発を積極的に行い円滑な運営に努めます。

また、安定的かつ良質なサービスの提供のためには、訪問介護員、看護師、介護支援専門員など、サービスを支える人材の確保、資質の向上が極めて重要となります。

介護人材の確保については、県と連携を図りながら、愛媛県福祉人材センターの周知に努めるとともに、サービス事業者への介護保険関係情報の提供を行い、サービス事業者の計画的な人材の確保を促進します。

なお、職員の資質向上については、県との役割分担により、各種団体・事業者等と連携を図りながら、各種研修を実施します。

1 第1号被保険者数の推計

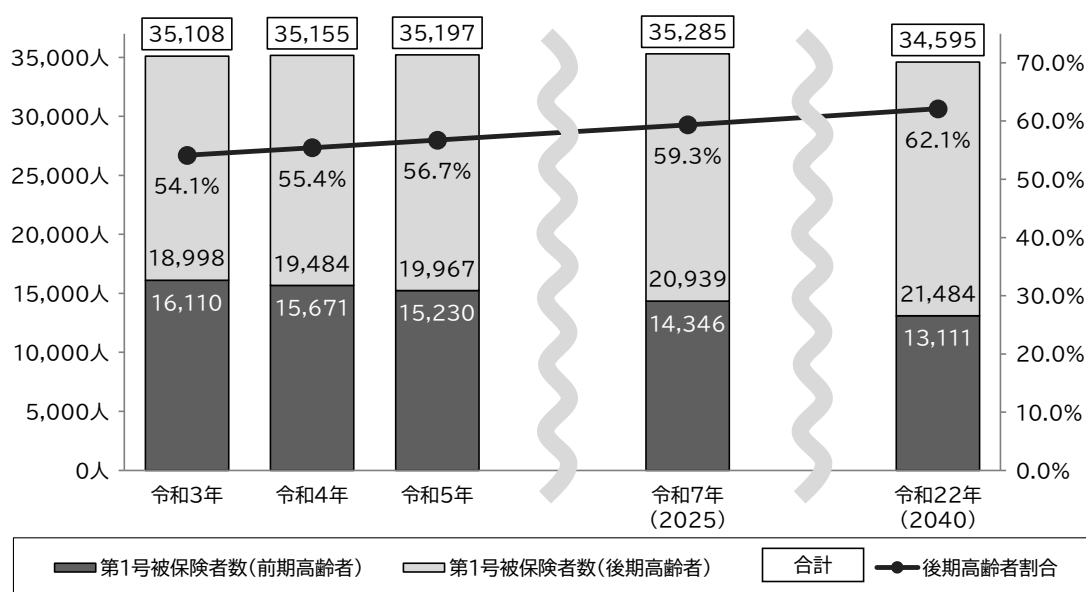
介護保険料の算定のためには、まず、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は住民基本台帳や国勢調査による人口とは定義上も異なり、両者には差異が生じます。

このため、国では、各保険者において、令和元年度の人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乘じることにより算出したデータを提供しています。今回の介護保険料算定のもととする第1号被保険者数の推計は、この国提供データを採用しています。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は令和3年の35,108人から令和5年の35,197人へと年々増加していく見込みですが、令和22(2040)年の長期では34,595人に減少する予測となっています。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は減少が続き、後期高齢者は増加が続く予想となっており、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は上昇が続く見込みです。

▼ 第1号被保険者数の推計



出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

2 居宅サービス

在宅での介護を中心にしたサービスです。利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

居宅サービスの令和2年度見込数には新型コロナウイルスの影響が考えられるサービスもあり、実績の傾向判断ではその点を考慮しています。

(1) 訪問介護

■サービス内容■

- 利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用回数(回/月)					
	14,580	14,630	16,222	17,030	17,385	17,785
	利用者数(人/月)					
	762	749	782	805	821	837

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で30事業所が実施しています。利用者数は年による増減がありますが、第8期は一定の増加を見込んでいます。



(2) 訪問入浴介護

■サービス内容■

- 利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	4	7	11	16	16	16
	利用者数（人／月）					
	1	1	1	1	1	1
介護給付	利用回数（回／月）					
	223	197	175	223	228	231
	利用者数（人／月）					
	48	42	37	42	43	44

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で2事業所が実施しており、訪問入浴車台数は合計4台となっています。利用者数は減少傾向にありますが、第8期は一定の増加を見込んでいます。

(3) 訪問看護

■サービス内容■

- 療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	176	209	263	288	295	295
	利用者数（人／月）					
	24	28	34	34	35	35
介護給付	利用回数（回／月）					
	1,552	1,783	2,027	2,183	2,223	2,268
	利用者数（人／月）					
	167	190	198	193	197	201

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で14事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第8期も微増を見込んでいます。

(4) 訪問リハビリテーション

■サービス内容■

- 心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	180	190	216	221	221	221
	利用者数（人／月）					
	15	16	18	18	18	18
介護給付	利用回数（回／月）					
	811	880	867	1,006	1,033	1,044
	利用者数（人／月）					
	69	76	78	81	83	84

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で5事業所が実施しています。利用者数について、予防給付は横ばい、介護給付は実績の増加傾向から、第8期も増加を見込んでいます。

(5) 居宅療養管理指導

■サービス内容■

- 通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数（人／月）					
	15	16	22	23	23	23
介護給付	利用者数（人／月）					
	171	232	232	230	235	241

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で5事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第8期も増加を見込んでいます。



(6) 通所介護（デイサービス）

■サービス内容■

- 利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	利用回数（回／月）					
	11,950	12,425	12,435	13,363	13,598	13,877
	利用者数（人／月）					
	1,175	1,206	1,205	1,256	1,278	1,304

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で 27 事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第 8 期も増加を見込んでいます。

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

■サービス内容■

- 心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）心身の機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	190	209	196	209	212	214
介護 給付	利用回数（回／月）					
	4,254	4,255	4,290	4,526	4,620	4,715
	利用者数（人／月）					
	505	513	521	525	536	547

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で 11 事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第 8 期も増加を見込んでいます。

※予防給付は月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

■サービス内容■

- 利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用日数（日／月）					
	50	34	28	30	35	35
	利用者数（人／月）					
	10	8	9	8	9	9
介護給付	利用日数（日／月）					
	3,462	3,576	3,473	3,754	3,849	3,953
	利用者数（人／月）					
	347	357	336	340	348	357

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で11事業所が実施しています。利用者数は年による増減がありますが、第8期は一定の増加を見込んでいます。

(9) 短期入所療養介護

■サービス内容■

- 利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設等へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用日数（日／月）					
	11	8	14	16	16	16
	利用者数（人／月）					
	2	2	4	3	3	3
介護給付	利用日数（日／月）					
	811	844	718	967	978	1,001
	利用者数（人／月）					
	98	96	78	97	98	100

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で8事業所が実施しています。介護給付の利用者数は微減の傾向ですが、第8期は微増を見込んでいます。



(10) 福祉用具貸与

■サービス内容■

- 家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。対象となるのは、車いすやベッド等です。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	666	713	756	768	779	787
介護 給付	利用者数（人／月）					
	1,728	1,838	1,983	2,030	2,068	2,117

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で4事業所が実施しています。利用者数は増加の傾向にあり、第8期も増加を見込んでいます。

(11) 特定福祉用具購入費

■サービス内容■

- 家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に対して、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割または7割）を支給します。対象となるのは、貸与にそぐわないポータブルトイレや浴槽いす等です。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	15	15	13	15	16	17
介護 給付	利用者数（人／月）					
	31	30	32	36	36	37

■実績と計画■

- 利用者数はほぼ横ばいですが、第8期は微増を見込んでいます。

(12) 住宅改修

■サービス内容■

- 心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用(同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内)の9割(一定以上の所得の方は8割または7割)を支給します。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人/月)					
	17	17	19	20	20	20
介護給付	利用者数(人/月)					
	25	29	29	34	34	35

■実績と計画■

- 利用者数はほぼ横ばいないし微増です。第8期も継続的に一定の利用を見込んでいます。

(13) 特定施設入居者生活介護

■サービス内容■

- 特定施設の指定を受けた介護付きの有料老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人/月)					
	12	11	14	13	13	13
介護給付	利用者数(人/月)					
	141	157	153	160	163	165

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で3事業所が実施しています。利用者数は年による増減がありますが、第8期は介護給付において微増を見込んでいます。

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

■サービス内容■

- 在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	808	864	900	918	931	940
介護 給付	利用者数（人／月）					
	2,510	2,575	2,659	2,716	2,765	2,825

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で33事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第8期も増加するものとして見込んでいます。

3 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住民の身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスです。サービスの提供については、市が事業所の審査・指定・指導監督を行うため、地域の実情に応じた提供が可能になります。原則として、市の被保険者のみが利用できるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービス内容■

- 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人／月）					
	8	34	38	40	40	42

■実績と計画■

- 令和元年度より体制拡充し、利用者数も増加しています。第8期もわずかながら増加するものとして見込んでいます。

(2) 夜間対応型訪問介護

■サービス内容■

- 自立した日常生活を24時間安心して送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報により、利用者の自宅に訪問して入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うものです。

■実績と計画■

- 現在、市内に実施事業者がなく、実績がありません。第8期における整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。



(3) 地域密着型通所介護

■サービス内容■

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所などに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	利用日数（日／月）					
	3,858	4,010	4,201	4,504	4,588	4,688
	利用者数（人／月）					
	392	408	418	430	438	447

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で 21 事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第 8 期も増加を見込んでいます。

(4) 認知症対応型通所介護

■サービス内容■

- 介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。認知症の方が対象となります。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防 給付	利用日数（日／月）					
	9	15	6	11	11	11
	利用者数（人／月）					
	1	2	1	2	2	2
介護 給付	利用日数（日／月）					
	410	339	306	415	415	426
	利用者数（人／月）					
	33	28	26	28	28	29

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で 4 事業所が実施しています。利用者数は年により増減がありますが、第 8 期は引き続き一定の利用を見込んでいます。

(5) 小規模多機能型居宅介護

■サービス内容■

- 「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	17	13	10	12	13	13
介護 給付	利用者数（人／月）					
	190	218	226	234	239	244

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で11事業所が実施しています。予防給付の利用者数は減少傾向、介護給付の利用者は増加傾向です。介護給付の利用が増加するものとして見込んでいます。

(6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■サービス内容■

- 介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	0	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数（人／月）					
	335	331	363	363	363	381

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で19事業所が実施しています。認知症対応の施設や居住系サービスへのニーズの高まりに応えるため、令和5年度に18床の施設1か所が事業開始となる予定です。



(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

■サービス内容■

- 利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを行うものです。

■実績と計画■

- 市内に施設がなく、実績もありません。第8期に施設の整備を行う予定はありません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

■サービス内容■

- 定員29人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人／月）					
	87	87	87	87	87	87

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で3事業所が実施しています。今後も同程度の利用を見込みます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

■サービス内容■

- 「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリテーション」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる、看護師を中心としたトータルケアのサービスです。

実績・目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数（人／月）					
	26	25	24	26	27	27

■実績と計画■

- 令和2年12月時点において市内で1事業所が実施しています。今後も同程度の利用を見込みます。

4 施設サービス

施設サービスは、ニーズが高く、第5期計画期間においては、平成 26 年度に特別養護老人ホーム1施設 100 床の整備を行いました。

本計画期間においては、施設サービスの整備は行わず、住み慣れた地域で日常生活を営めること、また、認知症高齢者の増加を踏まえ、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1 施設(1 施設の定員 18 人)の新規整備を計画します。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■サービス内容■

- 居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人／月）					
	513	513	519	520	520	520

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で9事業所が実施しています。実績は年により変動がありますが、今後もこれまでと同等の施設体制で、一定の利用が続くと見込んでいます。

(2) 介護老人保健施設

■サービス内容■

- 入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数（人／月）					
	417	400	371	400	400	400

■実績と計画■

- 令和 2 年 12 月時点において市内で7事業所が実施しています。実績は減少傾向にあります
が、今後もこれまでと同等の施設体制で、一定の利用が続くと見込んでいます。



(3) 介護医療院・介護療養型医療施設

■サービス内容■

- 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設(療養病床等)としての提供がありましたが、介護医療院への移行が行われ、第8期からは介護医療院による提供が中心となります。

実績・ 目標	7期実績			8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	介護医療院 利用者数(人/月)					
	0	3	37	41	41	41
介護 給付	介護療養型医療施設 利用者数(人/月)					
	42	41	11	2	2	2

■実績と計画■

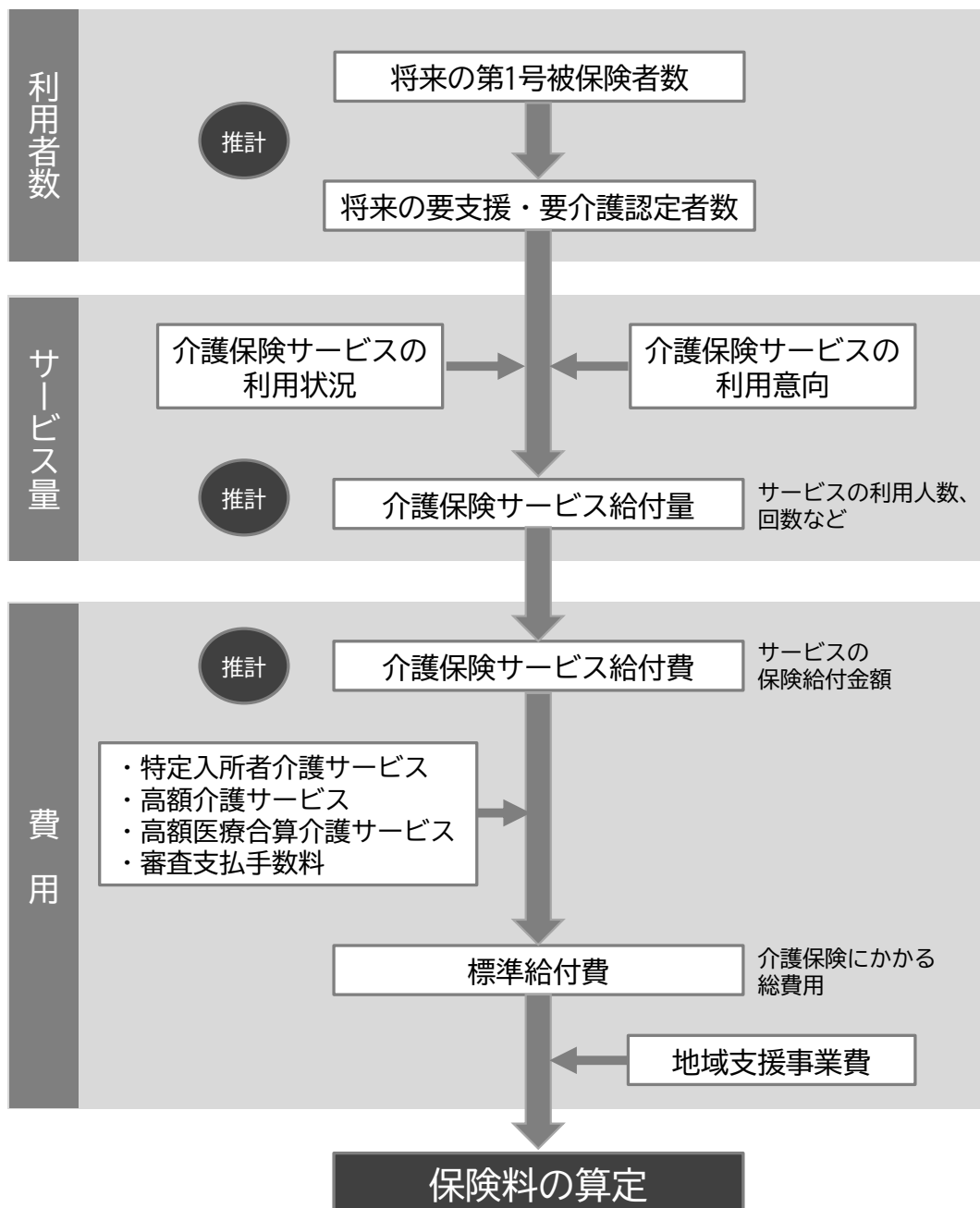
- 医療と介護を一体的に受ける需要は今後も実績同様に発生すると見込んでいます。令和5年度末には「介護療養型医療施設」は「介護医療院」に転換することとなります。

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込み量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼ 介護保険料算定の流れ





(2) 介護保険サービス事業費の推計

令和3年度から令和5年度まで、各年度の介護予防給付費及び介護給付費の推計は以下のとおりです。

①介護予防サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費		詳細調整中	
介護予防住宅改修費			
介護予防特定施設入居者生活介護			
小計			
(2) 地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
小計			
(3) 介護予防支援			
合計			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

②介護サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修費			
特定施設入居者生活介護			
小計			
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		詳細調整中	
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
小計			
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
介護療養型医療施設			
小計			
(4) 居宅介護支援			
合計			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



③総給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付			
(1) 介護予防サービス			
(2) 地域密着型 介護予防サービス			
(3) 介護予防支援			
予防給付 合計			
介護給付			
(1) 居宅サービス		詳細調整中	
(2) 地域密着型サービス			
(3) 施設サービス			
(4) 居宅介護支援			
介護給付 合計			
総給付費			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

④標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込み額と特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込み額から算出します。

(単位:円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費			
特定入所者介護サービス費等 給付額			
高額介護サービス費等給付額		詳細調整中	
高額医療合算介護サービス費等 給付額			
算定対象審査支払手数料			
標準給付費見込額計			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

⑤地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位：円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		詳細調整中	
包括的支援事業（社会保障充実分）			
地域支援事業費			

(3) 介護給付等に係る事業と地域支援事業費の財源構成

①介護給付等に係る事業費の財源構成

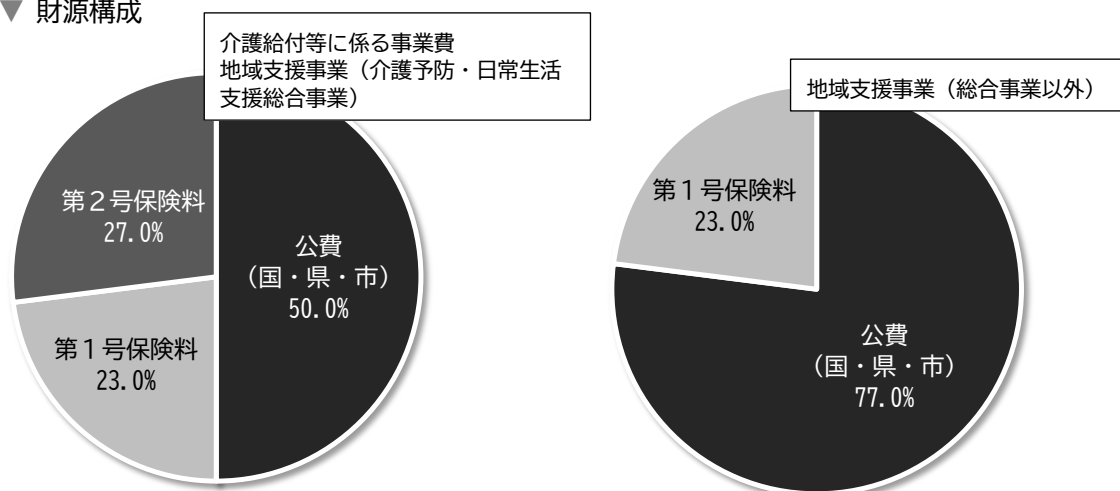
介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・県(12.5%)・市(12.5%)の負担金で賄われます。また、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

②地域支援事業の財源構成

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・県・市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼ 財源構成





(4) 介護保険料の算定

①所得段階設定

第7期に引き続き、所得段階は標準段階区分(9段階)で設定します。

なお、第7、8、9段階の境界となる所得金額については、国の第8期基準所得金額の設定変更を受け、それに合わせて変更することとします。



②所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位：人)

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
第1段階	7,034	7,043	7,052	21,129
第2段階	4,320	4,326	4,331	12,977
第3段階	3,459	3,464	3,468	10,391
第4段階	3,646	3,651	3,655	10,952
第5段階	4,639	4,646	4,651	13,936
第6段階	5,295	5,300	5,307	15,902
第7段階	3,808	3,814	3,818	11,440
第8段階	1,583	1,585	1,587	4,755
第9段階	1,324	1,326	1,328	3,978
合 計	35,108	35,155	35,197	105,460
所得段階補正後人数 (保険料率×被保険者数)	33,201	33,246	33,286	99,733

※各段階の所得等の条件は次々ページに記載しています。

③保険料基準額

令和3度から令和5年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費見込み額をもとに、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位：円)

標準給付見込み額 A	
地域支援事業費 B	
↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	
第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$	
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	
調整交付金見込み額 $E = (A + B') \times 7.92\%^{※}$ ※3年の平均	詳細 調整中
財政安定化基金償還金 F	
準備基金取崩額 G	
市町村特別給付費等 H	
保険料収納必要額 $I = C + D - E + F - G + H$	
保険料収納率 J	
保険料賦課総額 $K = I \div J$	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 L	

保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額(K)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(L) ÷ 12 ÷ X,XXX 円

	第8期(令和3年度～令和5年度)
保険料基準額	XXXX円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



④第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

第8期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方又は老齢福祉年金受給者 で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の 方	基準額 ×0.50 【0.30】	XXXX 円 【XXXX 円】	XXXX 円 【XXXX 円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え 120万円以下の方	基準額 ×0.75 【0.50】	XXXX 円 【XXXX 円】	XXXX 円 【XXXX 円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が120万円を超え る方	基準額 ×0.75 【0.70】	XXXX 円 【XXXX 円】	XXXX 円 【XXXX 円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	XXXX 円	XXXX 円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円を超える 方	基準額	XXXX 円	XXXX 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円未満の方	基準額 ×1.20	XXXX 円	XXXX 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	XXXX 円	XXXX 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	XXXX 円	XXXX 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上の方	基準額 ×1.70	XXXX 円	XXXX 円

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保
険料（月額）（年額）の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

第9章 計画の推進と評価

1 将来の予測

(1) 個別サービスに関する令和7（2025）年・令和22（2040）年の予測

第8期計画では、令和7（2025）年及び令和22（2040）年までを見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより推計した結果では、サービスによって程度は異なるものの、総じて長期的にも需要が増加していくと予測されます。

介護予防サービス		【参考】令和5 （2023） 年度推計	令和7 （2025） 年度推計	令和22 （2040） 年度推計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問看護	(回)			
	(人)			
介護予防訪問リハビリテーション	(回)			
	(人)			
介護予防居宅療養管理指導	(人)			
介護予防通所リハビリテーション	(人)			
介護予防短期入所生活介護	(日)			
	(人)			
介護予防短期入所療養介護	(日)			
	(人)			
介護予防福祉用具貸与	(人)			
特定介護予防福祉用具購入費	(人)			
介護予防住宅改修	(人)			
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)			
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回)			
	(人)			
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)			
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)			
(3) 介護予防支援	(人)			

詳細調整中



介護サービス		【参考】令和5 (2023) 年度推計	令和 7 (2025) 年度推計	令和 22 (2040) 年度推計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	(回)			
	(人)			
訪問入浴介護	(回)			
	(人)			
訪問看護	(回)			
	(人)			
訪問リハビリテーション	(回)			
	(人)			
居宅療養管理指導	(人)			
通所介護	(回)			
	(人)			
通所リハビリテーション	(回)			
	(人)			
短期入所生活介護	(日)			
	(人)			
短期入所療養介護	(日)			
	(人)			
福祉用具貸与	(人)			
特定福祉用具購入費	(人)			
住宅改修費	(人)			
特定施設入居者生活介護	(人)			
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)			
地域密着型通所介護	(回)			
	(人)			
認知症対応型通所介護	(回)			
	(人)			
小規模多機能型居宅介護	(人)			
認知症対応型共同生活介護	(人)			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)			
看護小規模多機能型居宅介護	(人)			
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	(人)			
介護老人保健施設	(人)			
介護医療院	(人)			
(4) 居宅介護支援	(人)			

詳細調整中

(2) 介護保険給付費の予測

個別サービスの予測から将来の給付費などを試算しました。ただし、この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。また、準備基金取崩の設定や今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。

	令和 7(2025)年度	令和 22(2040)年度
介護予防給付費(千円)	詳細調整中	
介護給付費(千円)		
地域支援事業費(千円)		
保険料基準額(円)		

(3) 認知症高齢者数の予測

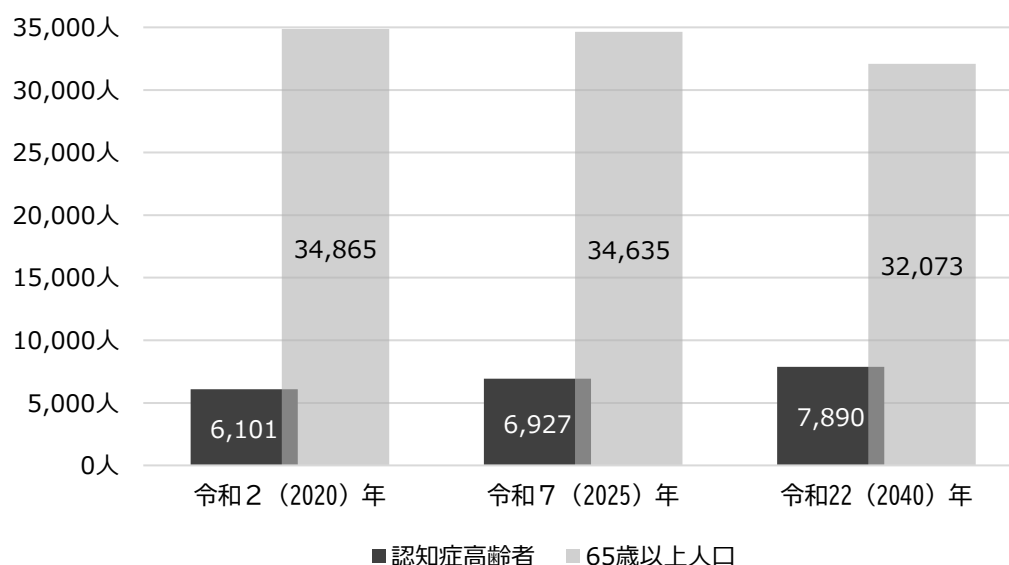
認知症高齢者への対応や施策、地域資源の活用などを検討する上で、今後の認知症高齢者数を予測することが重要です。

平成 29 年版高齢社会白書(内閣府)によると、65 歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、平成 24 年は認知症患者数が 462 万人と、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人(有病率 15.0%)であったのに対し、令和 7(2025)年には約 700 万人(約 5 人に 1 人)、令和 22(2040)年には約 950 万人(約 4 人に 1 人)になると見込まれています。

これを西条市にあてはめると、認知症高齢者数(65 歳以上)は令和 2 年に 6,101 人と推計され、令和 7(2025)年には 6,927 人、令和 22(2040)年には 7,890 人になると予測されます。

ただし、これは全国の推計による推定有病率の割合⁷を西条市の高齢者人口推計にあてはめたものであり、実態がこの推計や予測どおりとならない可能性にも留意する必要があります。

▼ 認知症高齢者数の推計・予測



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）

⁷ 各年齢層の認知症有病率が2012年以降も上昇すると仮定した場合の推定有病率（厚生労働省の調査により報告された2012年の認知症患者数で補正した場合のもの、2020年17.5%、2025年20.0%、2040年24.6%）を使用して試算しています。

2 計画の推進体制

(1) 市民・地域・行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進し、基本理念にある「共に支え合う地域社会の形成」に表される「地域共生社会」を実現するためには、住民・関係団体等の主体的な活動が不可欠であり、市民、地域、関係者の間に本計画の施策や事業内容に対する理解が浸透することが重要です。

この計画の実施状況等に係る情報を市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

(2) 市民意識の啓発と地域福祉の推進

地域包括ケアシステムでは、「支える側」「支えられる側」といった区別なく、地域住民、各種団体が「我が事」として支援に参画し、人と資源が世代や分野を越え「丸ごと」つながる地域共生社会に向けた仕組みづくりが大切です。

豊かな経験、知識、能力を生かして、高齢者が地域における生活支援の担い手として活躍することや、様々な人による地域での支え合いの行動が生まれるよう、高齢者をとりまく課題が市民共通の解決課題となるよう、意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

(3) 推進体制の整備

高齢者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、住まい、交通、まちづくりなど様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、福祉関連部局のみならず、総務、交通、都市計画など市民生活に関わる各部署との横の連携を密にしながら、全庁的な体制のもとに、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

(4) 計画の点検・評価体制の整備

①西条市介護保険運営協議会

西条市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置します。被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成され、以下の項目について評価などを行うものです。

- ◆介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆住民、利用者の満足度、意向から見た評価

②西条市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施・センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするため、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護サービス提供事業者、市民公募、学識経験者、公益、被保険者等の代表者で構成され、以下の機能を有します。

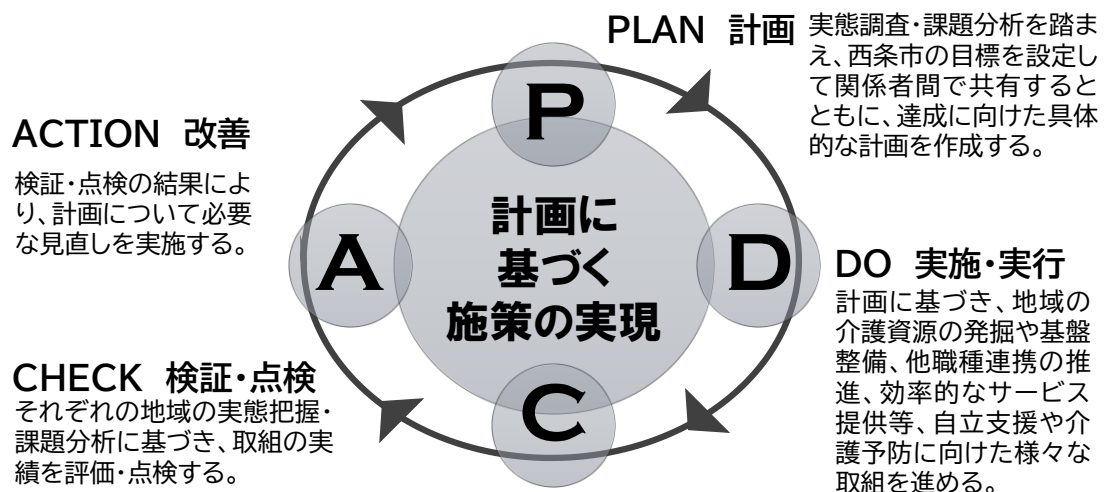
- ◆地域包括支援センターの設置に関すること
- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

③PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCA サイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、平成29年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本市においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理におけるPDCA サイクルを強化します。

▼ PDCA サイクルのプロセスのイメージ



資料編

1 計画策定に至る経緯

年 月 日	内 容
令和2年 6月10日～7月7日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 「在宅介護実態調査」 の実施
令和2年 7月16日	第1回策定委員会 1 第8期介護保険事業計画の概要について
令和2年 11月19日	第2回策定委員会 1 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定のための アンケート調査結果について 2 西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の 骨子案について 3 第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）に おける介護サービス見込量及び総費用について
令和3年 1月 日～ 月 日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和3年 月 日	第3回策定委員会



2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) その他高齢者の保健、医療及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経験		
市民公募		
被保険者代表		
介護事業者代表		
公益代表		

※令和2年7月1日～令和3年3月31日

(素案)

西条市
西条市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

令和3年1月(時点)
発行 西条市福祉部長寿介護課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL : (0897) 52-1419 FAX : (0897) 52-1408
